# 平成 31 年度　内閣府重点施策

平成 30 年８月

内閣府

# 平成31年度　内閣府重点施策のポイント

## 内閣府の役割と組織

### 内閣府の任務

**①内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること**
**【内閣補助事務】**

※内閣総理大臣のリーダーシップを支える「**知恵の場**」として、内閣官房を助け、各省より一段高い立場から**企画立案・総合調整を行う（司令塔機能）。**

例：経済財政政策、地方創生、知的財産戦略、地方分権、科学技術政策、宇宙政策、防災、男女共同参画、沖縄政策、北方対策、青少年育成、少子化対策 等

**②内閣総理大臣が管理することがふさわしい行政事務を遂行すること**
**【分担管理事務】**

※各省と同じ立場で行う行政事務

例：栄典、政府広報、公文書管理 等

### 内閣府の特徴

**①特命担当大臣**

※内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合に**特命担当大臣**が置かれ、現在10名の特命担当大臣が置かれている。

＜10名の特命担当大臣＞
- 経済財政政策　・金融　・防災　・拉致問題
- 男女共同参画、マイナンバー制度　・原子力防災
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 消費者及び食品安全、沖縄及び北方対策、海洋政策　・規制改革、地方創生
- 少子化対策、科学技術政策、宇宙政策、知的財産戦略、クールジャパン戦略

**②重要政策会議**

※内閣総理大臣がリーダーシップ を発揮する上での補佐・支援機能を十分に果たせるよう、「**知恵の場**」として、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長とし、関係大臣と有識者からなる5つの**重要政策に関する会議**が置かれている。

＜5つの重要政策会議＞
- 経済財政諮問会議
- 総合科学技術・イノベーション会議
- 国家戦略特別区域諮問会議
- 中央防災会議
- 男女共同参画会議

### 「知恵の場」としての内閣府の組織力向上のための取組

**①行政の透明性向上・国民への説明責任を果たしていくための取組**

EBPMの推進の観点から、エビデンスに基づく政策の立案や事業実施に取り組む。
また、分かりやすさ、見やすさの観点も意識した丁寧な情報発信を行う。

**②内閣府の強みを活かす取組**

多様な経験を有する人材を有効に活用し、知見の共有・蓄積に努めるとともに、様々な政策課題について、部局間での共有や業務の連携を行うなど機動的に対応する。

# 平成31年度内閣府重点施策（個別施策）

## 1. 人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進

**○子ども・子育て支援新制度の更なる充実◎□◆☆**
○ 少子化対策の総合的な推進◎□◆
○ 子供の貧困対策の推進◎
○ 国際社会青年育成事業（仮称）及び「世界青年の船」事業◎
○ あらゆる分野における女性の活躍◎◆
○ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進◎◆
○ 男女共同参画に関する国際的協調の推進◎
○ ICT等を活用した内閣府の業務効率化◆　　等

## 2. 成長戦略の加速

**○ 規制改革の推進等**
・規制改革の推進◎
・国家戦略特区の推進◎
**○ PPP／PFIの推進◎◆**
**○ 観光立国の推進　迎賓館の公開・開放◎◆**
**○ 知的財産戦略、クールジャパン戦略の推進◎◆**
**○ 宇宙開発利用の推進**
・実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用◎
・宇宙利用拡大の調査研究◎

**○ 科学技術・イノベーション等の推進**
・ムーンショット型研究開発制度の創設◎
・大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出◎
・統合イノベーション戦略の推進◎◆
**【SDGs達成のための科学技術・イノベーションの推進、EBPMの基盤構築等】**
・戦略的な研究開発（SIP、PRISM）の推進◎
・産学官連携の強化等◎
・原子力政策の検討及び適切な情報発信◎◆
・日本学術会議活動の推進◎◆
・医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の利活用推進◎　　等

## 3. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

**○消費税率引上げを見据えた経済財政運営**
・「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）」に基づいた適切な経済財政運営◎◆
・消費税転嫁拒否等に係る相談への適切な対応◎
**○経済・財政一体改革の推進◎**
**○経済財政政策の効果分析◎◆**
**○統計改革の推進**
・四半期別GDP速報（QE）の包括的見直し◎◆
・ビッグデータ及び機械学習を活用した経済動向の早期把握◎　等

## 4. 地方創生

**○地方創生**
・地方創生推進交付金◎
・地方大学・地域産業創生交付金事業◎
・わくわく地方生活実現政策パッケージ◎□
・地方創生に向けた多様な支援（情報支援・人材支援）◎
・都市再生の推進◎
・地方創生に向けた自治体SDGsの推進◎
・地方分権改革の推進◎☆
・地域経済活性化支援機構（REVIC）の活用促進◎□

**○沖縄振興**
・公共事業関係費等◎
・沖縄振興一括交付金◎
・沖縄科学技術大学院大学◎
・沖縄における観光防災力強化市町村支援事業費◎　　等

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

**○防災対策の推進**
・土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進◎◆
・南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応の推進◎◆
・ICTの活用による官民の情報共有◎◆
・原子力防災対策の充実・強化◎◆

**○外交・安全保障の強化**
・特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持等のための取組の推進◎
・海洋状況把握（MDA）システムに関する施策◎
・北極政策の推進◎
・遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄◎◆
・北方領土問題にかかる国民世論の啓発等◎
・国際平和協力業務◎
・拉致被害者等への支援◎

**○適正な公文書管理の確保等◎◆**
・公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進
**【研修の充実化、体制面の取組等】**
・電子的な行政文書管理の充実

**○暮らしの安全・安心**
・食品の安全性の確保◎◆
・消費者行政全般についての監視機能の強化◎
・交通安全対策の推進◎
・死因究明等の推進◎
・子供・若者の育成支援◎
・共生社会の実現に向けた障害者施策の推進◎
・社会的ファイナンス等を中心とした共助社会づくりの推進◎◆
・NPO活動の促進◎

**○その他重要施策**
・天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行◎
・政府の重要施策等に関する広報◎◆
・マイナンバー制度の利活用の推進◎◆
・栄典事務の適切な遂行◎
・公益法人制度の適正な運営の推進◎□◆
・特定秘密の指定等の適正を確保するための措置◎
・希望や能力、適性に応じた公正・透明な再就職の支援等◎
・再就職等規制に関する監視等◎◆　　等

※凡例 「◎」：予算要求、「□」：税制改正要望、「◆」：機構定員要求、「☆」：法律改正

# 目　次


１．人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進・・・1

２．成長戦略の加速・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

３．経済財政運営と経済・財政一体改革の推進・・・・・14

４．地方創生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保・・25

## 1．人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進

# 施策名：子ども・子育て支援新制度の更なる充実

【31年度概算要求額：２５，６５８億円＋事項要求（前年度２５，８８５億円）、税制改正要望、機構・定員要求、法律改正】

### 施策概要・目的

○「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、
・幼児教育無償化を一気に加速する
・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士の更なる処遇改善に取り組む
・子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく
こととされている。

○上記を踏まえ、引き続き、子ども・子育て支援の更なる拡充を図る。

### 施策イメージ・具体例

**○子ども・子育て支援の拡充**

引き続き、子ども・子育て支援の更なる拡充を図るため、以下の取組を推進する。

・引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて「子育て安心プラン」に基づき、取組を推進する。
・平成29年度予算において実施した、キャリアアップの仕組みを構築するための技能・経験に応じた処遇改善について、引き続き着実に実施するとともに、「新しい経済政策パッケージ」に基づき、平成31年４月から、更に１%の賃金引上げを実施する。
・子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。
・幼児教育の無償化に関し、「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、具体的な制度設計についての必要な検討を行い、平成31年10月からの実施を目指す。　等

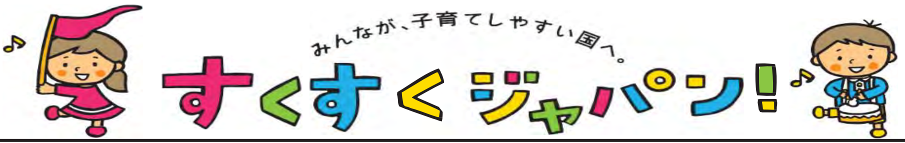


### 期待される効果

○幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることで、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を図る。

○多様な働き方に応じた保育サービスの提供が可能な、企業主導型保育事業を着実に実施することにより、子ども・子育て支援の提供体制を充実させる。

## 1．人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進

# 施策名：少子化対策の総合的な推進

【31年度概算要求額：３１億円（前年度１１億円）、税制改正要望、定員要求】

### 施策概要・目的

○平成29年の出生数は94万6,060人となり、過去最少となるなど、我が国の少子化の状況は依然として厳しい。

○「第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」において、「日本は、少子高齢化という「国難」とも呼ぶべき課題に直面している」とされた。

○「経済財政運営と改革の基本方針2018」においても、「少子化という我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない国難を克服するため、個々人が希望する時期に結婚でき、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備する」とされている。

○これらを踏まえ、少子化対策の取組を推進する。

### 施策イメージ・具体例

○新たな少子化社会対策大綱の策定に向けた検討

新たな少子化社会対策大綱の策定に向け、有識者を構成員とする検討会を開催するとともに、前回大綱に掲げられた関連施策の進捗状況の把握、数値目標の点検・評価、施策の進捗を阻害している要因等について各種調査・分析を行う。

○地域少子化対策重点推進交付金

地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例の横展開の支援に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」等を一層推進する観点から、新たな事業を追加するなどの充実を図る。

また、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援する。

○子育て応援コンソーシアムの推進

子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の基盤として、関係業界団体をメンバーとする官民合同の「子育て応援コンソーシアム」を立ち上げ、子育てにやさしいサービス・機能面の充実に関する取組推進や全国キャンペーンを展開する。

○少子化に関する国際連携の推進

欧州諸国で少子化を克服した先進国や社会的・文化的類似性を有するアジア諸国における少子化対策について国際事例の収集及び政策協議等を行う。

### 期待される効果

○　地域の実情に即した取組を強化するとともに、企業・団体等との連携を推進すること等により、少子化対策の総合的かつ計画的な推進が図られる。

## １．人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進

# 施策名：子供の貧困対策の推進

【31年度概算要求額：６５０百万円（前年度310百万円）】

### 施策概要・目的

○生まれ育った環境に関わらず、全ての子供たちが自らの可能性を信じて将来の夢に挑戦できる社会の実現を目指し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年１月施行）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年８月閣議決定）に基づいて、子供の貧困対策を総合的に推進する。

※196回通常国会施政方針演説にて「子どもたちの誰もが、夢に向かって頑張ることができる。これが当たり前となる社会を創ることは、私たち大人の責任」と言及有。

○官公民の連携・協働プロジェクトである子供の未来応援国民運動の展開や地域ネットワークの形成など子供の貧困に関する社会全体の取組に対して支援を積極的に行っている。

※経済財政運営と改革の基本方針2018に国民運動の展開・地域ネットワークの形成について記載有。

### 施策イメージ・具体例

○官公民連携プロジェクト・国民運動の展開
①国民運動への参加拡大（寄付付き商品の企画・販売やポイントによる寄付等に参加する企業の多分野化）
②WEBサイト、SNS等のコンテンツの充実・運用（SDGsと子供の貧困の関係など企業等の理解促進）
③自治体や、民間団体等による先進的かつ効果的な取組事例の発掘、情報発信
④国民運動のサポーターとなる企業等を増やすための勧誘・戦略の企画・立案
⑤マッチングフォーラム（企業と民間団体、自治体、住民等が顔の見える連携ネットワーク構築のきっかけづくりの場）の開催及びマッチング推進
⑥子供の未来応援基金事業審査委員会の実施

○地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）
子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業として、各地方自治体による以下の取組を支援

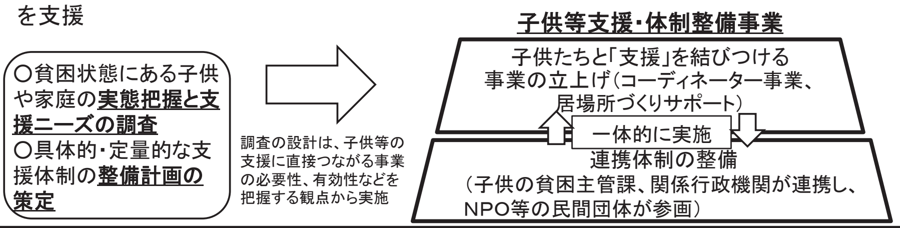


### 期待される効果

○所管や分野の垣根を越えて、企業・関係団体のネットワークを構築することで、官公民の連携が進むことが期待できる。
○地域における総合的な支援体制の整備・強化（地域ネットワーク形成）のための取組を支援することにより、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた具体的な子供の貧困対策が講じられることが期待される。
上記によって、一億総活躍社会の実現に向けた施策をはじめ子供の貧困対策に係る施策の実効性も高められる。

## １．人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進

# 施策名：国際社会青年育成事業（仮称）及び「世界青年の船」事業

【31年度概算要求額：６３４百万円（前年度５９６百万円）】

### 施策概要・目的

○国際社会青年育成事業（仮称）
・国際協調の精神とリーダーシップを備えた次代を担うにふさわしい青年の育成を目的として、日本青年と外国青年がそれぞれ相互に訪問し、学究的プレゼンテーション、ディスカッション等の交流活動を行う。
・皇太子殿下の御成婚を記念して平成６年に開始した本事業を、平成31年５月のお代替わりを契機に、昨今のグローバル化に沿った、国際的視野を持つ青年育成を行う事業に発展させる。

○「世界青年の船」事業
・グローバル化が進展し、あらゆる分野で国境を越えた協力・調整・交渉が不可欠となっているなか、国際社会・地域社会等で、その対応を牽引・指導する次世代リーダーを育成するとともに、国境を越えた人的ネットワークを構築する。
・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技夏季大会開催直前の事業実施であることから、大会機運の醸成はもとより、オリンピック・パラリンピック開催に伴うインフラ整備やスポーツ振興、ダイバーシティといったいわゆる「レガシー」を日本青年が考える実践的な学習の機会を提供する。

※「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定））において、「若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図る」ため、青年国際交流の機会を提供するとしている。
※「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「一人ひとりの人材の質を高める『人づくり革命』」に「最優先で取り組む」としている。
※「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「レガシーの創出」を行う「最高の機会」と捉え、「日本文化の魅力を発信する」としている。

### 施策イメージ・具体例

○国際社会青年育成事業（仮称）
・３か国に３青年チームを派遣する形を発展させ、(i)北米・南米地域、(ii)ヨーロッパ・アフリカ地域、(iii)アジア・大洋州地域の３チームに分かれ、共通の課題を抱える域内２か国に青年を派遣する。（課題例：移民政策、BRICsの拡大）
・国際青年交流会議の日程を１日増やすほか、子どもの貧困対策に資するため、経済的困難を抱える青年への参加費免除制度導入等による派遣青年数の拡充を行う。

○「世界青年の船」事業
・日本青年約132人と、東京大会以前の夏季大会開催国である英国及びブラジルの2か国を新たに加えた外国青年約156人（13か国）による陸上研修、船上研修及び寄港地活動を実施し、国際社会・地域社会で活躍できる次世代リーダーを育成するとともに、オリンピック・パラリンピックのレガシーを題材としたセミナーを行う。

### 期待される効果

○国際社会・地域社会で活躍する次世代リーダーの育成が、日本のあらゆる分野における成長・発展につながる。
○日本及び諸外国の青年相互の人的ネットワークを形成し、我が国に親近感を持つ外国青年が増える。
○オリンピック・パラリンピック東京大会の機運醸成はもとより、開催国レガシー等の考証を通じて実学を行うことで、事業後の社会貢献活動により地域・職域へ成果が還元される。

## １．人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進

# 施策名：あらゆる分野における女性の活躍

【31年度概算要求額：３５７百万円（前年度２７０百万円）、定員要求】

### 施策概要・目的

女性活躍が多様性や付加価値を生み出す原動力となるとの認識の下、「女性活躍加速のための重点方針2018」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、主に以下の取組を進める。

○あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、気運の醸成や情報収集・発信を行う。
○社内外の女性役員候補者の育成に向けたセミナー実施のほか、大学等と共催した研修を実施する。
○男性の家事・育児等への参画促進に取り組むとともに、男性が家事・育児等を行う意義の理解の促進を図る。
○地域における女性活躍の取組を促進する。

### 施策イメージ・具体例

○科学技術・学術分野における女性活躍の促進
・STEM Girls Ambassadorsの協力を得つつ、社会全体で女子生徒等の理工系分野に対する興味・関心や理解を向上させるための支援する気運を醸成する。
・夏のリコチャレを実施するとともに、女子生徒等のみならず、保護者・教員等を対象に理解を促進するため、シンポジウム等を通じて情報発信を行う。
○政策・方針決定過程への女性の参画拡大
「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を踏まえ、国内外における政治分野における女性活躍促進に向けた調査研究、情報提供及び啓発活動を行う。
○資本市場における女性活躍情報の活用促進
・ESG投資において機関投資家が女性活躍推進企業を評価するベストプラクティスを国内外でPRし、企業の女性活躍の取組を促進する。
○経済分野における女性リーダーの育成
女性役員候補の育成のためのプログラムの試行結果を踏まえ、新たな地域での検証に取り組む。
また、大学等と共催した研修の実施などを通じ、女性リーダー育成に向けた取組を拡充する。
○組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大
「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による取組の好事例を全国へ情報共有・発信するとともに、地域におけるネットワークの形成や情報・意見交換を促進する。
○男性の家事・育児等への参画促進
男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携の下、男性の家事・育児等への参画の意義に対する理解を深めるためのキャンペーンを実施する。
○地域における女性活躍の一層の加速
・地域における女性活躍の取組を強化するため、市町村による推進計画の策定率向上を目指し、説明会等を開催する。
・住民に身近な地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組を、地域女性活躍推進交付金により支援するとともに、企業等との連携などの取組事例の収集・情報発信を行う。

### 期待される効果

○あらゆる分野において女性の参画が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながるものであり、社会の多様性と活力を高めるとともに、企業における労働生産性、競争力の向上等により、我が国経済の発展にも寄与することが期待される。
○働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができるなど、ワーク・ライフ・バランスやライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現や、固定的な性別役割分担意識や男性中心型労働慣行の見直しを図ることにより、男性の家事・育児等への参画が促進され、我が国における女性活躍が加速されることが期待される。

## １．人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進

# 施策名：女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

【31年度概算要求額：４３４百万円（前年度２６０百万円）、定員要求】

### 施策概要・目的

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性が安全に、安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の推進のための大前提となるものである。
「女性活躍加速のための重点方針2018」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」に基づき、以下の取組を進める。

○性犯罪・性暴力への対策の推進
○セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進
○配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
○若年層を対象とした性的な暴力の根絶
○女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

### 施策イメージ・具体例

○性犯罪・性暴力への対策の推進
・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全都道府県への運営の安定化と質の向上を図るため、性犯罪・性暴力被害者支援交付金を充実する。
・性犯罪被害者等の支援の充実を図るため、実態を把握しつつ、様々な課題について有識者による検討を行う。
○セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進
・被害の防止や被害が発生した際の対応、再発防止のための措置が適切に行われるよう、対策を徹底する。
○配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
・被害者支援の充実を図るため、加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向けた機関連携の推進を図るための調査研究を行う。
○若年層を対象とした性的な暴力の根絶
・若年層の女性に対する性的な暴力の根絶を図るため、効果的な相談・支援の在り方及び予防啓発のための検討を行う。
○女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
・「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～同月25日）等の広報・啓発活動を推進する。
・「ＡＶ出演強要・『ＪＫビジネス』等被害防止月間」（毎年４月）に必要な取組を実施するほか、年間を通じて、様々な情報発信を行うなど、広報・啓発活動を強化する。
・支援に携わる人材の育成等、被害者支援の充実を図るため、関係機関の相談員や行政職員等を対象とした研修を実施する。

パープル・ライトアップ
（女性に対する暴力をなくす運動）

渋谷駅周辺啓発街頭キャンペーン
（ＡＶ出演強要・「ＪＫビジネス」等被害防止月間）

### 期待される効果

○女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を充実させることにより、女性が安全に、安心して暮らせる環境が整備され、女性活躍加速に資するとともに、男女共同参画社会の形成の促進が期待できる。

## １．人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進

# 施策名：男女共同参画に関する国際的協調の推進

【31年度概算要求額：８７百万円（前年度８８百万円）】

### 施策概要・目的

第４次男女共同参画基本計画や「女性活躍加速のための重点方針2018」に加えて、「ジェンダー平等」がゴールの１つに掲げられている持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、以下の取組を進める。

○　国際社会における男女共同参画の推進及び女性のエンパワメントへの貢献並びに国際会議等の機会を利用した我が国の取組等の発信・共有を行う。

○　アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋となっている女性の活躍に焦点を当て、知見の交換・ネットワーキングを行う。

### 施策イメージ・具体例

○男女共同参画社会の国際的発信
我が国の男女共同参画政策について、より積極的かつ効果的に情報発信を行うことにより、海外の関係者の理解を深めるとともに、我が国の国際的評価を高める。また、国際会議等の場を活用した積極的な情報発信を行い、国際社会における男女共同参画の推進及び女性のエンパワメントへの貢献を図る。

○国際協調情報交換
我が国の施策・取組等について翻訳した英文パンフレットを作成し、日本の女性活躍や男女共同参画に係る政策について国際社会へ広く情報発信を行う。

○アジア・太平洋輝く女性の交流事業
アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点を当て、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通じて知見の交換及びネットワーキングを行う。これらの取組を通じ、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。

### 期待される効果

○女性の視点を活かした、日本とアジア・太平洋諸国との友好・信頼関係の深化。
○国内施策の検討、策定において主要国・国際機関の情報を活用し、我が国の関連施策を積極的に国際社会に発信し、国際的動向等を国内に普及することにより、国際協調の下での男女共同参画社会の形成が進む。

## １．人づくり革命の実現と拡大、働き方改革の推進

# 施策名：内閣府の業務効率化

【31年度概算要求額：定員要求】

### 施策概要・目的

○会議におけるタブレットの活用、労働集約的な作業を大幅に軽減するとされるRPAの導入の検討等、業務のデジタル化・ペーパレス化を推進し、生産性の向上や多様なワークスタイルの実現を図る。

※「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「経済財政運営と基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、デジタル・ガバメントの推進が取り組むべき施策として示されている。

### 施策イメージ・具体例

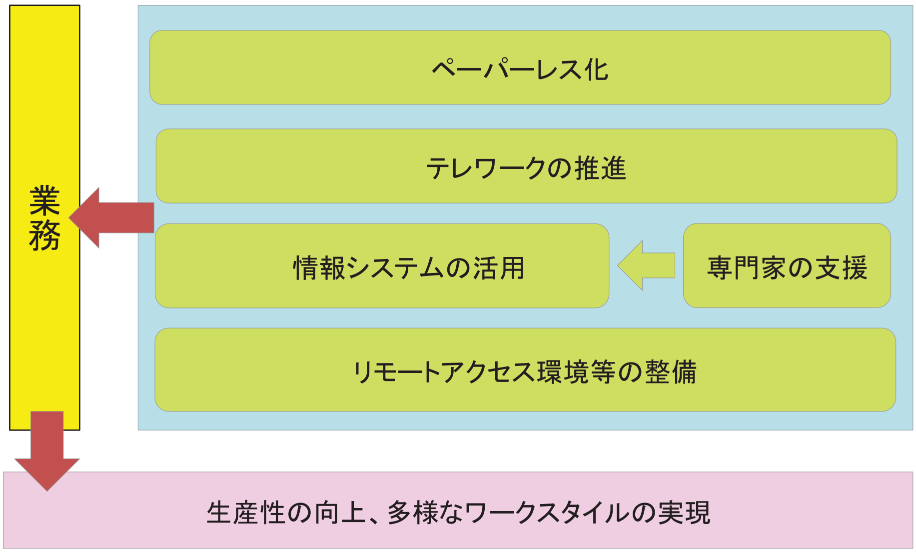


### 期待される効果

○ICT等を活用した働き方改革の推進。
○ICT等機器の利用機会の拡大。
○生産性の向上、多様なワークスタイルの実現。

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：規制改革の推進

【31年度概算要求額：１０１百万円（前年度１０７百万円）】

### 施策概要・目的

○規制改革推進会議における調査審議を充実させ、規制改革を強力に推進する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「規制改革の推進」、「行政手続コストを２割以上削減」を記載。

※「未来投資戦略2018」において、「2020年３月までに重点分野の行政手続コストを20%以上削減」を記載。

### 施策イメージ・具体例

○規制改革推進会議の調査審議の充実

規制改革推進会議、行政手続部会、各ＷＧ等（前期となる第２期は、農林ＷＧ、水産ＷＧ、医療・介護ＷＧ、保育・雇用ＷＧ、投資等ＷＧで構成）を開催し、調査審議の充実を図る。

また、「規制改革実施計画」において決定した事項を実施し、改革の進捗状況について、規制改革推進会議がフォローアップを行う。

（参考）「規制改革実施計画」（平成30年６月15日閣議決定）

【規制改革事項:120項目】

- ・行政手続コストの削減
- ・農林水産業の成長産業化
- ・オンライン医療の普及促進
- ・放送を巡る規制改革　など

### 期待される効果

○不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していく。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図る。

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：国家戦略特区の推進①（地方創生推進委託費）

【３１年度概算要求額：１２２百万円（前年度１２２百万円）】

### 事業概要・目的

○「国家戦略特区」については、10の指定区域において、規制改革事項を活用した合計296もの事業が目に見える形で迅速に進展してきたところである。今後とも、地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディーに対応し、具体的事業の実現するための検討・調整を進めていく。

○経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、岩盤規制改革の続行と更なる推進が不可欠であり、その強力な突破口として、「未来投資戦略2018」に基づき、国家戦略特区の取組を一層促進していく。

○さらに、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、既存の特区エリアを越えた、横連携での実証を可能とするとともに、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても検討を進める。

○本経費は、特区基本方針（H26.2.25閣議決定）等に基づく効果・課題の評価・分析、規制の特例措置の全国展開について検討するとともに、事業化促進、特区プロモーションの推進に必要な経費である。

### 事業イメージ・具体例

**【効果･課題の評価･分析】**

○ 規制の特例措置を活用した事業の効果･課題（PDCAサイクル）

○ 規制改革事項毎の定量的･定性的評価、分析

○ 新たな規制改革事項の効果

○ 規制の特例措置の全国展開　など

**【特区プロモーション、事業化促進】**

○ シンポジウム、成功事例の発表会

○ 広報用映像資料の制作･周知

○ 国･地方･事業者を通じたポータルサイトやSNSを活用した制度紹介

○ 特区全体の成果･課題の分析･効果のアピール

○ 規制改革ダマの掘り起し

○ ビジネスニーズ発掘、地域マッチング

○ 開業ワンストップセンターの運営改善等、開業･ビジネス環境の整備に向けた検討･調整　など

### 期待される効果

○地方自治体や民間事業者、国民個人に対して社会・経済に対する様々な効果・成果を分かりやすく情報発信し、特区の意義や必要性の周知を改めて図れる。

○より効果的なビジネス拠点形成の着実な推進が可能になるとともに、自治体による更なる特区制度の活用が図れ、経済構造改革が可能となる。

## 2．成長戦略の加速

# 施策名：国家戦略特区の推進②（国家戦略特区支援利子補給金）

【３１年度概算要求額：７４百万円（前年度７６百万円）

### 事業概要・目的

○目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業を行うこととされているベンチャー企業等が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大０．７％の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して５年間です。

### 事業イメージ・具体例

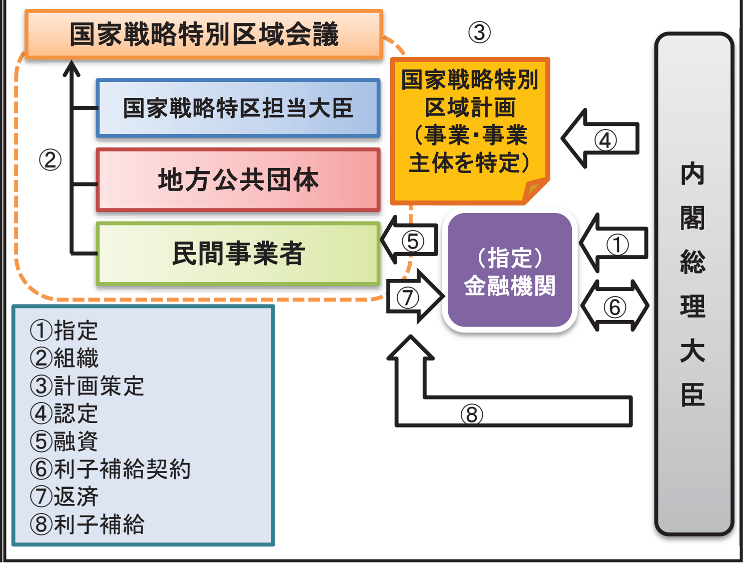


### 期待される効果

○産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。
○平成30年度については、支給対象となる融資額は63億円を予定しています。

## 2．成長戦略の加速

# 施策名：国家戦略特区の推進③（国家戦略特別区域諮問会議に必要な経費）

【３１年度概算要求額：４１百万円（前年度４１百万円）】

### 事業概要・目的

○「国家戦略特区」については、10の指定区域において、規制改革事項を活用した合計296もの事業が目に見える形で迅速に進展してきたところである。今後とも、地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディーに対応し、具体的事業の実現するための検討・調整を進めていく。
○経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、岩盤規制改革の続行と更なる推進が不可欠であり、その強力な突破口として、「未来投資戦略2018」に基づき、国家戦略特区の取組を一層促進していく。
○さらに、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、既存の特区エリアを越えた、横連携での実証を可能とするとともに、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても検討を進める。
○本経費は、区域計画の認定に係る意見等、重要な事項について調査審議を行う「国家戦略特別区域諮問会議」や、区域計画の作成及び認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに必要な協議を行う「国家戦略特別区域会議」、追加規制改革項目等についてヒアリングを行う「国家戦略特区ワーキンググループ」等の運営にあたって必要な経費である。

### 事業イメージ・具体例

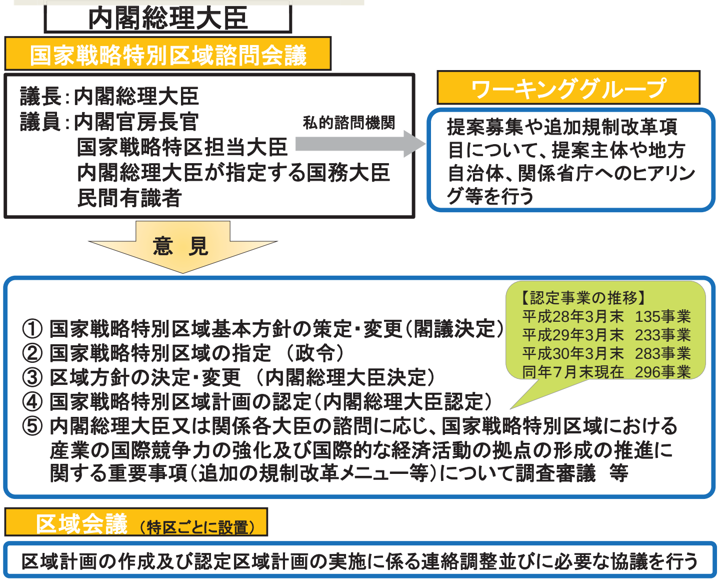


### 期待される効果

○「国家戦略特区諮問会議」の円滑な運営により、「国家戦略特区」の取組の着実な推進が可能となる。

# ２．成長戦略の加速

## 施策名： PPP／PFIの推進

【31年度概算要求額： ２０３百万円（前年度１７５百万円）、機構要求】

### 施策概要・目的

○今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある。

○このため、政府として「PPP/PFIアクションプラン（平成30年改定版）」を策定し、これを受け「未来投資戦略2018」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」においても、コンセッション事業（公共施設等運営事業）等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進することとしている。

### 施策イメージ・具体例

**○コンセッション※1事業の推進**

公共施設等の運営に民間の経営原理を導入する観点から、重点分野※2と数値目標を設定し、コンセッション事業を集中して推進する。

※1　コンセッション方式：施設の所有権を公共主体が有したまま施設の運営権を民間事業者に設定し、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とする方式。

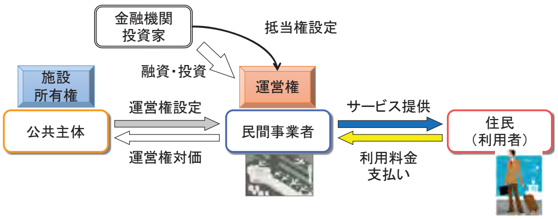

【国管理空港第１号コンセッション　仙台空港】

※2　空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電、工業用水道

**○実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じた実施主体の裾野拡大**

・地域におけるPPP/PFIの活用を推進し、地域における新たなビジネス機会の創出を図るべく、地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、株式会社民間資金等活用事業推進機構の積極的な活用などを推進する。

・ワンストップ窓口制度・助言制度等を整備した改正PFI法について、地方公共団体や民間事業者等の理解を深めるべく、各地で積極的な周知を行う。

### 期待される効果

○事業規模目標期間（平成25～34年度までの10年間）で21兆円という事業規模の達成に伴う歳出削減等効果により、効率的かつ効果的で良好な公共サービスが実現されるほか、新規需要の創出等の経済波及効果も見込まれる。

# ２．成長戦略の加速

## 施策名：観光立国の推進　迎賓館の公開・開放

【31年度概算要求額：１１億円（前年度１１億円）、定員要求】

### 施策概要・目的

○「観光立国推進基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」において、国公賓等の接遇施設である赤坂・京都迎賓館を含め、魅力ある公的施設の大胆な公開・開放により、観光資源の魅力を高める取組を推進することとしている。

○　本来業務である国公賓等の接遇ほか、我が国の歴史と伝統にあふれる迎賓館の魅力を内外に発信するための取組として、一般公開及び特別開館を実施。

### 施策イメージ・具体例

**○一般公開**

国公賓の接遇等に支障のない範囲で、赤坂迎賓館及び京都迎賓館の通年での一般公開を引き続き実施。旅行業者等のニーズの把握を図りつつ、季節等に応じた特別企画等を実施し、魅力的な一般公開の取組を進める。

◎平成29年度実績
【赤坂】公開日数：249日　参観者数：約58万3千人
【京都】公開日数：243日　参観者数：約12万9千人

夜間公開・ライトアップ

ガーデンカフェ

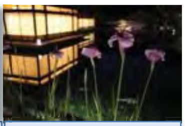

季節のしつらえ

**○特別開館**

国有財産としての迎賓館を有効活用し、接遇等に支障のない範囲で、原則として有償で、民間団体等の利用に供することを通じ、我が国の歴史及び文化並びに迎賓館の魅力を内外に発信し、これらに対する理解の促進を図る。

2017 Global Summit of Women
東京大会ウェルカムディナー（H29.5）
【主催：GSW東京大会実行委員会】

2017年プリツカー建築賞授賞式典
（H29.5）
【主催：ハイアット財団】

BEYOND THE EAST & WEST～日本の伝統工芸技術の革新と創造を世界へ～（H30.2）
【主催：：（株)ユミカツラインターナショナル

イタリア×日本（京都）
文化記念交流事業(H30.4)
【主催：ブルガリジャパン株式会社】

### 期待される効果

○迎賓館の文化的価値と国有財産としての積極的活用を両立しつつ、一般公開及び特別開館を実施することにより、新たな観光資源としての迎賓館の魅力を内外に発信し、外国人を含む多くの観光客の参観を促し、ひいては政府の目指す観光立国の実現に資する。

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：知的財産戦略の推進

【31年度概算要求額：９３百万円（前年度２４百万円）】

### 施策概要・目的

○　平成30年に策定した知的財産に関する中長期の計画である「知的財産戦略ビジョン」と、「知的財産推進計画2018」に則り、我が国の知的財産戦略の司令塔として知的財産施策の取りまとめを行うとともに、各種施策の推進状況の検証・評価を行う。

○　「未来投資戦略2018」において、データやＡＩの利活用による「Society 5.0」時代の経済成長を実現するための知財・標準化戦略、映画等の撮影環境の改善等について盛り込まれており、「経済財政運営と改革の基本方針2018」においても映画のロケ誘致、デジタルアーカイブの推進が盛り込まれている。

### 施策イメージ・具体例

○　知的財産戦略本部等の運営・開催
「未来投資戦略2018」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「知的財産推進計画2018」、「知的財産戦略ビジョン」に基づき、必要な会議開催や調査等を実施。

○　知的資産プラットフォームに係る調査
「知的財産推進計画2018」を踏まえ、外務省、経済産業省、環境省などの関係省庁と協力し、国内外の地域のニーズ（課題等）を事業機会へと分析・整理した上で、シーズ（課題解決に資する技術等の知的資産等）を有する企業・大学等とのマッチングを促進するビジネスモデルを構築するため、実証調査を実施。

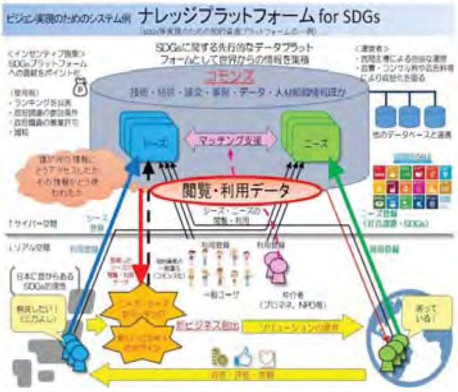


○　知財教育に係る調査
地方における知財教育コンソーシアム形成に関する委託調査を実施。

○　ロケ誘致に係る実証調査
外国人への訴求力を有するような海外作品を誘致するための実証調査を実施。

○　デジタルアーカイブに関する産学官フォーラムの実施
デジタルアーカイブジャパン実現・ジャパンサーチ（仮）の公開に向けた機運醸成のために実施するデジタルアーカイブ産学官フォーラムの運営を行う。

### 期待される効果

○「知的財産戦略ビジョン」に掲げられた「価値デザイン社会」の実現に向け、これからの時代に対応した人材・ビジネスの育成、新たな挑戦・創造活動の促進、新たな分野の仕組みのデザインを促進し、我が国の成長を図る。

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：クールジャパン戦略の推進

【31年度概算要求額：１０４百万円（前年度５８百万円）、定員要求】

### 施策概要・目的

○クールジャパン戦略とは、日本の魅力を世界へ発信し、我が国の商品・サービスの海外展開促進や、訪日外国人の拡大等を行い、経済成長につなげることを目的とした取組。

○「クールジャパン官民連携プラットフォーム」（官民・異業種連携の促進を目的とした協議会）において、異業種連携による新たなビジネス組成の促進や、連携に向けた啓発・機運醸成に取り組む。また、海外に日本の魅力を分野横断的に発信する。

○「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」では、クールジャパンの一層効果的・一体的な発信・展開や人材育成、日本ファンの充実等が盛り込まれている。

### 施策イメージ・具体例

Japan. Cool Japan.

○　「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の運営
➢ マッチングフォーラムの開催。
異業種連携によるビジネスプロジェクトの創出を促進するため、マッチングフォーラムを開催。
➢ クールジャパンセミナー等の開催
地方を含め、連携プロジェクトの組成に向けた意識醸成を図るため、クールジャパンセミナーや地方版クールジャパン推進会議等を開催。

○　クールジャパン戦略の推進に関する調査
「知的財産推進計画2018」を踏まえ、国別のクールジャパン分野への嗜好等を調査するとともに、クールジャパンの発信・展開に資するストーリー活用に関する実証調査を実施。

○　クールジャパン外国人材の受入に関する調査・実証
「知的財産戦略ビジョン」、「クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ」を受けた調査事業（地域・民間の取組調査、産学官連携の先進事例創出に係る実証、日本に愛着を持つ外国人の集積を促す仕組みの調査・実証）を実施。

○　クールジャパン発信イベントの実施
外務省主催のジャポニスム2019イベント（米国で実施予定）に併せての開催を予定。

### 期待される効果

○　クールジャパンの発信・展開や人材育成・拠点構築等の基盤整備を含む、官民一体でのクールジャパン戦略の効果的な推進により、インバウンド・アウトバウンドの活性化やクールジャパン関連産業の活性化を後押しすることにより、我が国の経済成長につながることが期待される。

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用

【３１年度概算要求額：２７４億円（前年度１５３億円、平成29年度補正予算８５億円）】

### 施策概要・目的

○測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能やメッセージ機能等を有する準天頂衛星システムを開発･整備･運用する。

○平成30年11月より4機体制でサービスを開始予定。準天頂衛星システムの精度は、数cm級も含めた他国の衛星測位システムより優れた精度を実現。

○平成35年度を目途として7機体制の確立により、日本上空に必ず衛星4機が存在し、米国ＧＰＳに依存せずに持続測位が可能となる。

○宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定）、骨太の方針2018（平成30年6月15日閣議決定）、未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）において、持続測位が可能となる７機体制の確立と機能・性能向上を図り、平成３５年度をめどに運用に向けた着実な開発・整備を行うこととされている。

○また、開発・整備・運用に伴い、①準天頂衛星システムの運用に必要な周波数の獲得に向けた衛星運用国等との周波数調整、②事業管理に係る技術的アドバイザリー業務、③利用促進に係るアドバイザリー業務等を実施。

### 施策イメージ・具体例

○衛星測位の精度や信頼性を向上させる測位衛星の補強機能に加え、災害情報･安否情報を配信するメッセージ機能等を有する準天頂衛星4機（1号機～4号機）の運用及び7機体制の確立と機能･性能向上に向けた衛星開発･整備（1号後継機含む）を行うとともに、ロケット等の打上げに必要な整備を行う。

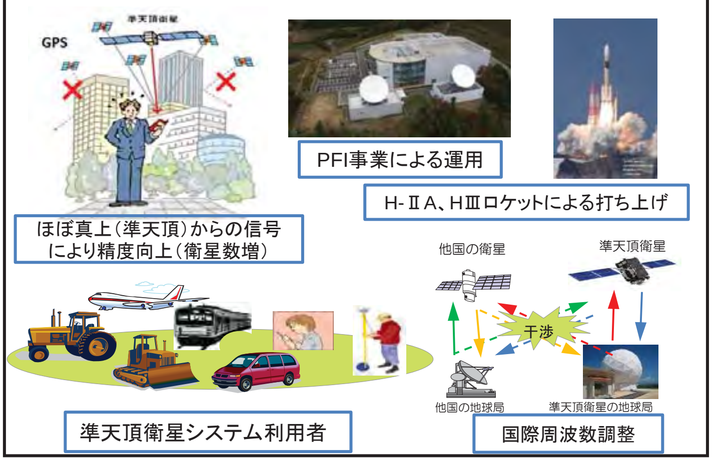


### 期待される効果

○産業の国際競争力強化　○産業・生活・行政の高度化・効率化　○アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上
○日米協力の強化　○災害対応能力の向上等広義の安全保障

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：宇宙利用拡大の調査研究

【31年度概算要求額：５２４百万円（前年度４３０百万円）】

### 施策概要・目的

○宇宙基本法に基づき策定された「宇宙基本計画」（平成２８年４月１日 閣議決定）では、我が国の宇宙政策の目標として、「宇宙安全保障の確保」、「民生分野における宇宙利用の推進」、及び「宇宙産業及び科学技術基盤の維持・強化」が掲げられている。

○宇宙基本計画を実行するための「宇宙基本計画工程表」（平成２８年１２月宇宙開発戦略本部決定）は、計画の進捗状況や国内外の動向等に対応して毎年改訂されている。

○工程表に掲げられた項目のうち、内閣府が中心となって取り組むべき重要項目について具体的検討を進めるため、以下の項目の調査を実施する。
（１）宇宙安全保障の確保
（2） 民生分野の宇宙利用の推進
（3） 宇宙産業及び科学技術基盤の維持･強化

### 施策イメージ・具体例

**（1）宇宙安全保障の確保に関する調査**

宇宙空間の安定的利用の確保、宇宙の安全保障分野における活用の強化、宇宙協力を通じた日米同盟等の強化を図るため、以下の調査を実施。

－宇宙システム全体の機能保証の強化に関する調査
－我が国の早期警戒機能の在り方に関する調査研究
－宇宙デブリ※監視･対応強化のための調査　※ 宇宙空間の軌道上を周回する衛星破片などの人工物

**（2）民生分野における宇宙利用の推進に関する調査**

宇宙利用の一層の拡大を図るため、以下の調査を実施。

－先進的な宇宙利用モデル実証等に関する調査
－宇宙に関連した新産業及び新サービス創出等に関する調査（S－NET）
－宇宙ビジネスの発掘及びスタートアップ支援に関する調査（S－Booster）

**（3）宇宙産業及び科学技術の基盤の維持･強化に関する調査**

宇宙産業･科学技術関連基盤の維持･強化を図るため、以下の調査を実施。

－今後の射場の在り方に関する調査
－将来の宇宙開発･利用環境整備のための調査（軌道上サービス等）
－今後のリモートセンシング事業の在り方に関する調査
－将来の宇宙輸送の方向性に関する調査（再使用型ロケット、軌道間輸送等）
－宇宙活動法関連調査（最新の技術情報、賠償措置の海外事例等）
－リモセン法関連調査（最新の技術情報、海外の法制度調査等）
－宇宙システムの海外展開に関する調査

### 期待される効果

○宇宙安全保障の確保　○民生分野における宇宙利用の推進　○宇宙産業及び科学技術基盤の維持・強化　等

# 施策名：ムーンショット型研究開発制度の創設

【31年度概算要求額：３０億円（新規）】

## 施策概要・目的

○ 経済財政運営と改革の基本方針2018等に基づき、未来の産業・社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待され、多くの人々を魅了するような斬新かつ挑戦的な目標を掲げ、国内外からトップ研究者の英知を結集し、関係府省庁が一体となって集中・重点的に挑戦的な研究開発を推進するムーンショット型研究開発制度を創設する。

○ また、直面する政策課題等の解決に向け、世界中から多様なアイデアや知恵を募集し、その実現可能性を競いながら研究開発を進めるアワード型研究開発を合わせて導入する。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】
第2章 2(5) ①多様なシーズを創出する改革の推進
（前略）2017年度に行った制度検証結果も踏まえ、失敗も許容した大胆な挑戦が可能となるよう革新的研究開発推進プログラム（ＩｍＰＡＣＴ）の研究開発手法を改善・強化し、関係府省庁に普及・定着させるとともに、関連施策の見直し等も図りつつ、ＩｍＰＡＣＴの取組が節目を迎えることを受け、より野心的な構想の下、関係府省庁が一体となって集中・重点的に研究開発を推進する仕組み（ムーンショット型の研究開発制度）を検討し、政府全体として非連続的なイノベーションを生み出す研究開発を継続的かつ安定的に推進する。

## 施策イメージ・具体例

○ 個別の技術シーズでは解決困難な社会課題等を対象に総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が骨太の目標（ムーンショット目標）を設定し、関係府省が当該目標に即したプログラム構想を策定する。

○ 関係府省では、常識にとらわれない革新的な技術アイデアを失敗も許容しながら発掘・育成するため、トップ研究者（PM）を広く募集し、多様な技術・アプローチを競わせながら、取捨選択・再編を繰り返し、目標達成を目指すポートフォリオ管理を導入する。

○ アワード型研究開発により、各省や自治体が抱える個別政策課題の解決に向けたアイデア等をベンチャー企業等から広く募集する。

<ムーンショット型研究開発プログラム（仮称）の進め方>

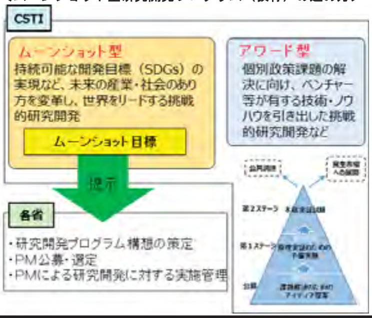


## 期待される効果

○ 世界をリードする独創的かつ斬新な研究成果を生み出すことにより、日本発の非連続・破壊的イノベーションを創出することが期待できる。

２．成長戦略の加速

# 施策名：大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

【31年度概算要求額：２３億円（新規）】

## 施策概要・目的

**○ イノベーション創出環境強化費**

・経済財政運営と改革の基本方針2018等に基づき、国立大学及び国立研究開発法人の一部を対象として民間資金の獲得のためのインセンティブ（イノベーション創出環境強化費）を与え、好循環を創出する。

**○ 大学改革産学官支援フォーラム**

・大学経営層と産業界の有識者による「大学改革支援産学官フォーラム」を設置し、大学の経営課題における意見交換を行うほか、好事例の水平展開、大学の経営層の育成を目指す。また、内閣府において、フォーラムにおける議論を通じて出された大学改革に資する制度改革・改善案等を戦略や指針に盛り込むことを検討し、大学改革を加速する。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】
第2章 2(5) ①多様なシーズを創出する改革の推進
大学の経営力を高めるため、大学連携・再編の推進、大学ガバナンスコードの策定、民間資金獲得のための仕組みの導入も含む産学連携の推進等を図る。（後略）

## 施策イメージ・具体例

**○ イノベーション創出環境強化費**

・民間資金の獲得状況に応じて、実施機関にイノベーション創出環境強化費の配分の試行的実施

・ガバニングボードの設置・運営（例：経営改革等、民間資金獲得増にかかる定期的な取組状況のフォロー） 等

**○ 大学改革産学官支援フォーラム**

・国立大学が抱える課題等について産学官での意見交換を行う全体会合実施

・課題ごとにワーキンググループを設置し、意見交換を実施

・海外大学関係者との意見交換・現地視察等

## 期待される効果

○ 国立大学及び国立研究開発法人が各々の特性を活かした好循環を実現するとともに経営基盤を強化。

○ 「統合イノベーション戦略」等に掲げる2025年度までに大学・国研等に対する企業の投資額を2014年度の水準の３倍達成に寄与。

○ 国立大学間の「健全な競争」を促し、大学の「個性（差別化）」を高め、各大学ビジョンの検討を再定義につなげる。

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：統合イノベーション戦略の推進

【31年度概算要求額：１４億円（前年度１７１百万円）、機構・定員要求】

### 施策概要・目的

○ CSTIは、科学技術イノベーション政策の推進のための司令塔として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、総合的かつ基本的な政策の企画立案及び総合調整を行っている。

○ 「第５期科学技術基本計画」及び「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、科学技術・イノベーションを推進するとともに、CSTIの事務局機能を強化する。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】
第2章 5(2) ①科学技術・イノベーションの推進
「Society 5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「第５期科学技術基本計画」及び「統合イノベーション戦略」に基づき、官民を挙げて研究開発を推進する。（後略）

### 施策イメージ・具体例

○ **第５期科学技術基本計画レビュー調査等委託費**
第5期計画期間における各種施策の実施成果・進捗状況の検証と評価を行う。また、第6期基本計画の策定を視野に入れ、我が国の科学技術政策を、客観的根拠に基づき、かつ、国際的な状況変化を見据えたより実効性のあるものにするため、平成33年度から10年程度を見通した科学技術イノベーションに係る展望について調査・分析を行う。

○ **モデル基幹業務システムの調査・設計**
国立大学・国立研究開発法人の運営費交付金、公募型研究資金の中身を組織横断的に分析可能とするため、国立大学・国立研究開発法人の資金・人材等に係るデータの標準化及びその具現化等のためのモデル基幹業務システムの調査・設計等を行う。

○ **政府のイノベーション化の促進に係る調査・分析**
イノベーションの核となる国内外の技術シーズや、諸外国で取り入れられているイノベーション創出を促進する制度等の情報を収集・分析。分析結果を基に、各省庁に対し、制度是正等の提案を実施し政府のイノベーション化を図る。

○ **SDGs達成のための科学技術イノベーションの推進**
各国の持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けての課題解決に資する、我が国が持つSTIのソリューション（事例、技術、学術論文、法令等）を集約するためのプラットフォームの在り方に関する調査・分析を行う。

○ **科学技術イノベーション政策におけるEBPMの基盤構築**
客観的根拠（エビデンス）に基づく政策立案（EBPM）及び国立大学・国立研究開発法人の法人運営（EBMgt）を推進するため、科学技術イノベーション関連データの集約・利用可能化、データ分析、分析事例の提示等を行うシステム（エビデンスシステム）を構築する。

### 期待される効果

○ 基礎研究から社会実装・国際展開までを「一気通貫」で実行するべく政策を統合することで、知・制度・財政の基盤三本柱を改革・強化しつつ、我が国の制度・慣習を柔軟に「全体最適化」し、「世界で最もイノベーションに適した国」を実現。

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：戦略的な研究開発（SIP、PRISM）の推進

【31年度概算要求額：６００億円（前年度５５５億円）】

### 施策概要・目的

○ CSTIは、科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔との連携を強化するとともに、府省間の縦割りの排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口まで一気通貫で行う研究開発の推進のため、平成26年度に創設した「科学技術イノベーション創造推進費」により、戦略的な研究開発を推進する。

【未来投資戦略2018】
3-1 (3) ⅱ）我が国が強い分野への重点投資
・「Society 5.0」の実現に向け、制度改革と一体となって、基礎研究から実用化・事業化を見据えた一気通貫した戦略で研究開発から社会実装までを目指す戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、民間投資誘発効果の高い分野の研究を加速する官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）等を引き続き着実に推進するとともに、その成果の社会実装やその研究開発マネジメント手法の各府省への横展開を図る。

### 施策イメージ・具体例

○ **戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）**
CSTIが、府省・分野の枠を超えて、基礎研究から出口（実用化・事業化）までの研究開発を一気通貫で推進し、府省連携による分野横断的な研究開発に産学官連携で取り組む。
平成31年度においても、引き続き、平成30年度に取り組んでいる13課題を実施予定。

○ **官民研究開発投資拡大プログラム（ＰＲＩＳＭ）**
高い民間研究開発投資誘発効果が見込まれる「研究開発投資ターゲット領域」をCSTIが官民で連携して設定。同領域を対象とする各省庁の施策を特定し、実施を加速させることで、ターゲット領域における研究開発を主導。官民の研究開発投資を誘発。
平成31年度においても、引き続き、平成30年度に設定した3領域を対象に実施予定。

### 期待される効果

○ SIPの推進により、鍵となる技術の開発等を通じて、社会的課題を解決。我が国産業における有望な市場を創造、日本経済を再生（持続的経済成長、市場・雇用の創出等）。

○ PRISMの推進により、各省の研究開発施策をターゲット領域に誘導。当該領域における研究開発をCSTI主導で加速し、官民の研究開発投資を誘発、科学技術イノベーションを促進。

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：産学官連携の強化等によるマッチング機能及び橋渡し機能の強化

【31年度概算要求額：１５１百万円（前年度24百万円）】

### 施策概要・目的

（目　的）

○ 科学技術基本計画、統合イノベーション戦略等を踏まえ、科学技術シーズの迅速な社会実装を推進・加速する観点から、組織内外の知識や技術、着想等を結集するオープンイノベーションの推進や新規産業の創出強化等を図る。併せて国家的に重要な研究開発の評価を行う。

（概　要）

○ オープンイノベーションの推進、技術シーズと国内外のニーズの実効あるマッチングを推進する自律的な環境の醸成、公共調達（政府機関による開発調達等）を活用した中小・ベンチャー企業の育成・強化に向けた仕組みのあり方について、必要な調査を実施しつつ創業環境の整備等を行う。

○ 国家的に重要な研究開発の評価等を行うために、その分野の専門家を招へいし必要な調査等を実施する。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】
第2章 2(5) ②シーズをビジネスに結び付ける環境の整備
大学発ベンチャーも含め起業、事業化、成長段階まで一貫した支援を行うべく政府系機関、官民ファンドの全関連事業の申請窓口を一元化するなど相互連携を強化する。また、公共調達の活用等政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進することとする。

### 施策イメージ・具体例

○ 日本オープンイノベーション大賞（旧：産学官連携功労者表彰）の実施を通じ、先導的事例と革新的な構想を発掘・普及させる。

○ Ｓ＆ＩＩ協議会の運営により技術シーズ・ニーズのマッチングやベンチャーエコシステム構築を推進する（Ｓ＆ＩＩ協議会は数年後を目途に自立化を予定）。

○ 公共調達の活用等による中小・ベンチャー企業の育成・強化に向けた実効ある仕組みを強化する。

○ 専門家を招へいし、評価専門調査会を開催する。

<旧：産学官連携功労者表彰>

<Ｓ＆ＩＩ協議会>

### 期待される効果

○ 我が国における迅速なオープンイノベーションの推進を図るための自律的な産学官の体制や実効ある創業環境を実現。

## ２．成長戦略の加速

# 施策名：原子力政策の検討及び適切な情報発信等

【31年度概算要求額：１３７百万円（前年度１２４百万円）

### 施策概要・目的

（事業の目的）

○原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内外への情報発信等を着実に実施する。

（事業概要）

○原子力に係る政策の検討等に不可欠な国内外の関連データ・情報を、原子力委員会として広範かつ緻密に収集・分析する。

○国際原子力機関（IAEA）総会への出席、アジア原子力協力フォーラム（FNCA)の運営等を行うとともに、原子力委員等が海外出張し、情報発信等を行う。

○インターネット等を活用し、原子力に関する情報を適切に公開する。

### 施策イメージ・具体例

○アジア地域の原子力協力を促進していくための委託調査、国内外の原子力動向を把握するための委託調査、原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認に関する調査、「原子力利用に関する基本的考え方」（平成29年7月20日原子力委員会決定、翌21日閣議にて尊重する旨決定）の見直しに向けた総合調査等を実施する。

○IAEA(国際原子力機関）総会における政府代表演説、我が国が主導して取り組んできたFNCA（アジア原子力協力フォーラム）の運営、IFNEC（国際原子力エネルギー協力フレームワーク）における原子力の平和利用を進めるための方策の検討等を通じた国際協力の強化を図る。

○原子力の研究、開発及び利用に関する取組について、原子力委員会ホームページ等を活用し、情報発信を行う。

### 期待される効果

○原子力の研究、開発及び利用について、国民理解の増進を図る。

○国際協力や情報収集等により得られた最新の情報を基に、原子力委員会における調査審議の充実を図る。

## 施策名：科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡

【31年度概算要求額：１１億円（前年度１０億円）、機構・定員要求】

### 施策概要・目的

**施策概要**

○科学技術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して科学に関する重要事項の審議を行った上で、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府・社会に対する提言等を行う。

**目的**

○上記の活動を通じて、社会に対する問題提起を行うこと、また解決策を提示しその実現を図ること。さらに、科学に関する研究の連絡を行うことで、その能率を向上させること。

### 施策イメージ・具体例

**○政府社会に対する提言等**

政府からの諮問や審議依頼に応じ、答申・回答
科学者としての見解を政府や社会に対し提示
主な意思の表出の例）勧告、要望、声明、提言、報告

**○科学者間ネットワークの構築**

地区会議の実施：全国を7つの地区に分けて「地区会議」を組織。地域の科学者からの意見・要望等を聴取するため、科学者懇談会、地区会議講演会を実施。
協力学術研究団体の指定：現在約2000の学術研究団体を指定。情報共有等の協力関係を構築。

**○科学リテラシーの普及啓発**

学術フォーラムの開催：国民の関心の高い問題を中心に日本学術会議が主催して年10回程度開催するもの。

**○国際的な活動**

各国アカデミーとの交流：ISC,IAP等44の国際学術団体に日本を代表として加盟。
国際学術団体への貢献：代表派遣・各国代表団の招請、共同研究プロジェクトの推進。
国際学術会議の開催：重要な国際学術会議を招致、開催するほか、学術研究団体との共同で主催。

### 期待される効果

○科学者間交流を推進し、科学者コミュニティ内の連携・協力体制を強化することで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透することに寄与。



## 施策名：医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の推進

【31年度概算要求額：２０２百万円（前年度６百万円）】

### 施策概要・目的

○「健康・医療戦略」（平成26年７月22日閣議決定、29年２月17日一部変更）及び「未来投資戦略2018」（平成30年６月15日閣議決定）の一環として、平成30年５月に医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（以下「次世代医療基盤法」という。）が施行された。

○これを円滑に施行することにより、「新しい健康・医療・介護システム」の実現に向けたオールジャパンでのデータ利活用基盤を構築し、産学官による匿名加工医療情報の積極的な利活用を推進する。

### 施策イメージ・具体例

○次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解の増進

国民・患者向けポスター、広報動画、医療機関向けや自治体向けの研修教材等の作成・展開を通じて、普及啓発を図る。

○認定事業者の適正な事業運営の確保

認定事業者の認定審査に係る実地確認や認定事業者、医療情報取扱事業者等への立入検査を実施する。

○匿名加工医療情報の利活用の推進

匿名加工医療情報の潜在的な利活用先などを分析・把握するための調査等を実施する。

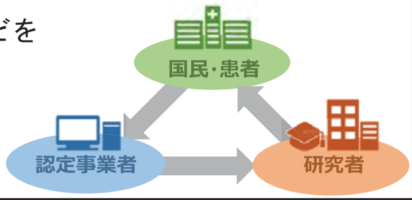


### 期待される効果

○データ利活用基盤の整備及び情報の利活用がさらに加速･高度化されるような社会全体の好循環が生み出され、健康･医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会を実現する。

## 施策名：「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）」に基づいた適切な経済財政運営

【31年度概算要求額：８４百万円（前年度６０百万円）、定員要求】

### 施策概要・目的

○経済財政諮問会議は、経済財政運営全般に係る基本的な方針を、内閣総理大臣の下で、国務大臣や有識者の意見を反映させながら審議し、取りまとめる。会議は、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項等について調査審議することなどの事務をつかさどっている。

○経済動向に応じて、適切かつ機動的に経済財政運営を行うため、経済対策などの企画・立案・総合調整を行うほか、時々の政策課題に応じた経済政策を推進する。

○骨太方針2018で掲げた「2019年10月１日における消費税率の10％への引上げを確実に実現できる経済環境」の整備や「財政健全化目標（2021年度に中間指標）」のより正確な評価に向けた経済見通し等の精緻化のため、企画立案機能及び検討体制の強化を図る。

### 施策イメージ・具体例

○経済財政諮問会議の運営を支えるための体制整備
- 有識者議員の活動を支援
- 調査審議を支えるに十分な専門調査会等を開催

○経済に関する基本的かつ重要な政策に関する企画立案･総合調整

**経済財政諮問会議**

【経済財政政策についての調査審議】
構成：**内閣総理大臣（議長）**、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、関係国務大臣、関係機関の長、民間有識者

経済財政諮問会議を支える内閣府の組織

**経済財政を担当する政策統括官部門**
3つの政策統括官部門（経済財政運営担当、経済社会システム担当、経済財政分析担当）が連携し、経済財政諮問会議の事務局を担います。

**経済社会総合研究所**
3政策統括官部門と連携し、経済財政諮問会議の審議に資する研究を行います。

### 期待される効果

○十分な体制を整備することで、経済財政諮問会議が経済財政運営の司令塔としての役割を果たす。

○経済動向の判断や予測の精緻化が進むことにより、経済財政状況を踏まえた、適切かつ機動的な経済財政運営を行うことができる。

３．経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

## 施策名：消費税転嫁拒否等に係る相談への適切な対応

【31年度概算要求額： １７６百万円（前年度２０４百万円）】

### 施策概要・目的

○消費税の円滑かつ適正な転嫁等の確保を図るため、消費税転嫁対策特別措置法が平成25年10月1日に施行されたことを受けて、全国各地からの転嫁拒否等に関する相談に対応するための政府共通の相談窓口として、内閣府に「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置され、運営が開始された。

○　当センターでは、転嫁拒否・阻害表示・総額表示・便乗値上げ・軽減税率制度に関する事業者や消費者からの相談について、電話・メールにより対応し、受け付けた相談事案については、必要に応じて関係省庁に情報提供を行うことで、転嫁拒否の調査等への適切な活用を図る。

### 施策イメージ・具体例

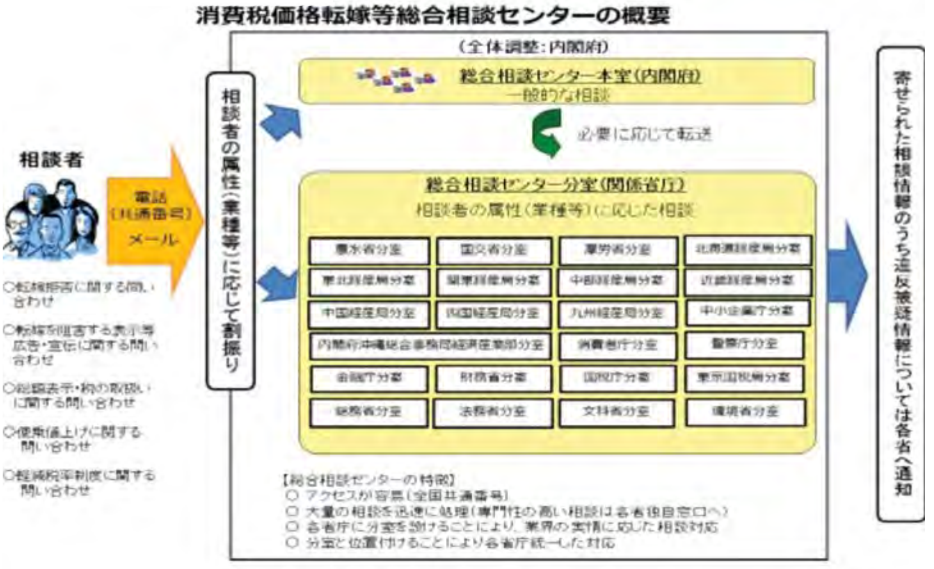


### 期待される効果

○全国各地の事業者や消費者からの相談に的確に対応すること、消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報の受付機関として機能すること等により、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の確保を図る。

## ３．経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

# 施策名：経済・財政一体改革の推進

【31年度概算要求額：３４百万円（前年度13百万円）】

### 施策概要・目的

○「骨太方針2018」において「新経済・財政再生計画」が策定され、引き続き、経済・財政一体改革を加速・拡大していくことが必要。

○歳出改革の面では、行動変容に働きかける取組の加速・拡大の観点から、徹底した「見える化」や「先進・優良事例の横展開等」といった取組を進めていくことが重要。

○「新計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の専門調査会である経済・財政一体改革推進委員会において、改革の進捗管理、点検、評価を実施することが必要。

### 施策イメージ・具体例

○「見える化」の徹底拡大

経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースについて、地方公共団体の類型化やデータの標準化・充実等を進め、類似団体間の比較を推進する。データベースの更新・整備等の業務を大幅に効率化して安定的に運用するため、機能改良・拡充の取組を進める。

○先進・優良事例の横展開等

効果的な情報発信・選択肢の提示などによる後押しの強化（ナッジの活用）を進める。事例の具体的な実行プロセスの提示、課題解決のポイント分析・費用対効果等の定量的分析などの取組により、質の高い情報の発信を行う。

○経済・財政一体改革推進委員会の運営

骨太の方針に基づき改革工程表を改定し、改革の進捗状況の評価・点検を行い、結果をその後の改革の進捗管理に反映する。

### 期待される効果

○国民、企業、地方公共団体等の意識改革や行動変容につながる取組により、潜在成長力を強化し、また、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制を実現する。

○主要分野ごとの重要課題への対応、歳出改革等に向けた取組の加速・拡大を通して、財政健全化目標の確実な達成につなげる。

## ３．経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

# 施策名：経済財政政策の効果分析

【予算３５百万円（２８百万円）、機構・定員要求】

### 施策概要・目的

○日本経済が直面する課題及び政府の実施する経済財政政策等の効果について分析を行い、国民に分かりやすい形で公表する。

○特に、行動経済学に基づく効果分析の新手法を開発し、分析を行うことで、国民各層の意識変革や行動変容につながる取組の企画立案に貢献する。

○経済財政の主要課題において、政策効果分析の手法構築、分析事例の蓄積、ノウハウの共有を行い、経済・財政一体改革推進の鍵となるＥＢＰＭ推進に貢献する。

（注）『骨太方針2018』（抜粋）
「広く国民各層の意識改革や行動変容につながる取組により、（中略）公的支出の抑制を実現する。」
「費用対効果など客観的データに基づく予算のメリハリ付け、予算の質の更なる向上を図る。」

### 施策イメージ・具体例

○日本経済が直面する課題の分析

政府のＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）推進の観点より、日本経済が直面する重要課題に係る政策効果について分析を行い、経済財政諮問会議における審議に貢献する。さらに、「骨太方針2018」に盛り込まれた、力強い経済成長の実現に向けた取組や、経済・財政一体改革の主要分野での取組がもたらす効果の分析などを行い、「政策課題分析シリーズ」等の報告書を作成・公表する。また、都道府県別経済財政モデルの改訂や、データベース整備を実施し、経済財政政策が地域経済に与える影響等を分析する。

○行動経済学に基づくＥＢＰＭの新手法の開発

【増額要求、定員要求】

従来のＥＢＰＭ手法の整備に加え、実験的な環境下で、インセンティブや情報を与えられた人々の行動変化を予測するなど、従来のＥＢＰＭの枠組みにとどまらない、行動経済学に基づく新たな分析手法を開発し、歳出改革等の取組に貢献する。

### 期待される効果

○経済財政政策の効果分析の成果を公表することで、より良い政策の企画立案及び実行に寄与するとともに、政策に関する国民の関心と理解を深める。
○行動経済学に基づく新手法を開発することで、より良い政策の企画立案及び実行に貢献する。

# 3．経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

## 施策名：四半期別GDP速報（QE）の包括的見直し
【31年度概算要求額：２４百万円（新規）、定員要求】

### 施策概要・目的

○ＧＤＰ統計を軸とした経済統計改善を掲げる「公的統計の整備に関する基本的な計画」(30年３月６日閣議決定。以下「基本計画」)では、ＱＥの推計精度の確保・向上に不断に取り組むこととされた。

○本課題に関しては、昨年末の年次推計の際に推計方法の一部見直しを行ったものの、基本計画策定直後に、統計委員会にＱＥタスクフォースが設置され、基礎統計や推計方法について、専門的な見地から更なる検討が進められることとなった。内閣府においても、同じタイミングで統計委員会からの要請を受け、30年３月22日に推計方法のより包括的な向上を目指すＱＥ改善工程表を策定し、取組を即時に開始したところ。ＱＥタスクフォースにも諮りながら、取組を推進している。

○「経済財政運営と改革の基本方針2018」においても、「公的統計基本計画」等に基づき統計改革を推進することが盛り込まれており、本取組に対するニーズは高い。

○30年度から検討する「推計品目の分割・詳細化」、「基礎統計のシームレスな利用の検討」といった課題に加え、31年度には新たに「基礎統計のデータ補正方法の検討」、「公的資本形成に関する代替的推計方法の検討」といった課題への検討にも着手する予定としており、ＱＥの精度向上や年次推計への改定幅縮小に向けた推計手法のシームレス化をより強力に推進する。

### 施策イメージ・具体例

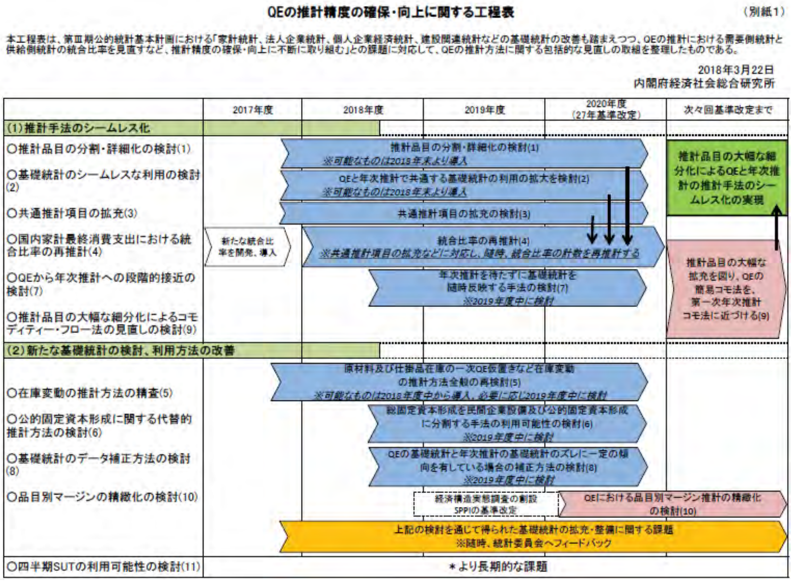


### 期待される効果

○速報性の高いＱＥの更なる精度向上により、迅速かつ適確な景気動向の把握や政策形成に資する。

○各種基礎統計の横断的、体系的整備に寄与。

→ 国民の合理的意思決定の基盤（経済インフラ）の整備

# 3．経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

## 施策名：ビッグデータ及び機械学習を活用した経済動向の早期把握
【31年度概算要求額：７０百万円（新規）】

### 施策概要・目的

○ビックデータを用いて公的統計の公表がなされていない直近の景気動向を分析する。
○機械学習（AI等）を活用した分析を行うことで精度や速報性の高い有用な分析をする。
○各経済主体の動向を的確にとらえ、正確かつ迅速な景気判断を行う。

（注）総務省「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）では、POSデータ等の民間企業等が保有するビックデータを新たな統計指標や分析に活用するための検討が進められている。と記載されている。
「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、消費税率引上げと需要変動の平準化について記されており、実現に向けて精度や速報性の高い分析を行う必要がある。

### 施策イメージ・具体例

○ビッグデータとして、近年ＰＯＳデータやテキストデータを用いた分析の研究が進んでいる。これらのデータは、日次で利用できる等の「高頻度」や、数日後にはデータは公表される等の「速報性」に強みがある。
○このビッグデータの強みを活かして、迅速に経済動向を把握することが求められており、例えば、2019年の消費増税等の際には特に重要である。
○ただし、ビッグデータは、バイアスやカバレッジ等に問題があるため、単純にデータを比較するだけでは経済動向の把握は困難。そこで、ＡＩ技術の一つである機械学習の手法を用い、機械にこうしたデータの問題を調整させることで、迅速かつ的確な経済動向の把握を可能にする。
○例えば、2018年の「経済財政白書」では、ＰＯＳデータ等から商業動態統計における「小売業計」を予想させる分析（右図）を行っており、一定程度の予測が可能であったことを示している。

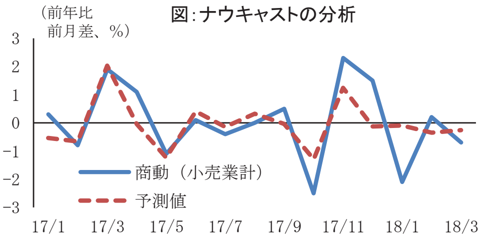


### 期待される効果

○迅速かつ的確な国内経済動向に関する情報収集ができる。
○機械学習（AI等）を活用した分析を行うことで、質の高い分析ができ景気動向の把握等に役立てることができる。
○これにより時宜を得た経済財政運営をおこなうことができる。

## ４．地方創生

# 施策名：地方創生推進交付金

【31年度概算要求額：１,１５０億円（前年度１,０００億円）】

### 施策概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援する。

①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

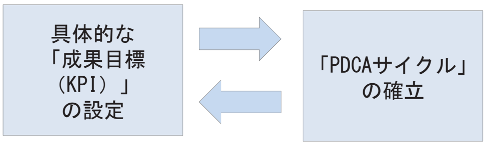


※本交付金のうち100億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

### 施策イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
　例）しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（ＤＭＯ等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化　等

②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住支援及び新規就業支援）

・東京圏から地方への移住者の移住に要する費用などの経済負担を軽減する取組
・女性・高齢者等の新規就業に要する費用などの経済負担を軽減する取組

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（５ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定。

**資金の流れ**

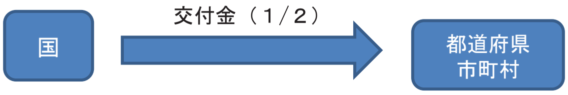


（１/２の地方負担については、地方財政措置を講じる）

### 期待される効果

○先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の充実・強化に寄与するとともに、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等に向け、地方創生を大胆に実行する。

## ４．地方創生

# 施策名：地方大学・地域産業創生交付金事業

【31年度概算要求額：１６５億円（前年度９５億円）】

（内閣府交付金分：１４０億円（地方大学・地域産業創生交付金４０億円、地方創生推進交付金活用分１００億円）
文部科学省計上分：２５億円）

### 施策概要・目的

○地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要。

○このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、本交付金により重点的に支援する。

○これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進める。

○「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地方大学の振興、東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置を講じ、地域における若者の修学･就業を強力に促進。

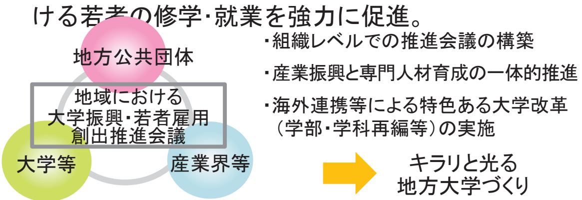


### 施策イメージ・具体例

○国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定。

○地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準（自立性、地域の優位性等）により優れたものを認定し、本交付金により支援（原則５年間）。

○地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を踏まえ毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。

○このほか、内閣府交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの２５億円分）を交付。

**資金の流れ（内閣府交付金）**

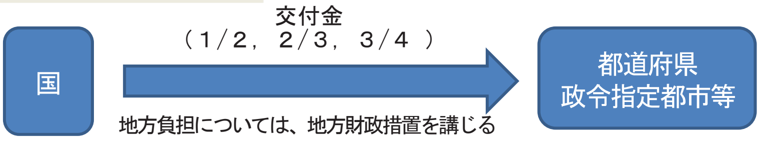


### 期待される効果

○地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進。
○「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与。

## ４．地方創生

### 施策名：わくわく地方生活実現政策パッケージ

【31年度概算要求額：以下のとおり、定員要求、税制改正要望】

UIJターンによる起業・就業者創出：「地方創生推進交付金」（前年度1,０００億円）の平成31年度概算要求額1,１５０億円の内数
女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし：「地方創生推進交付金」（前年度1,０００億円）の平成31年度概算要求額1,１５０億円の内数
企業版ふるさと納税の活用促進：９７百万円（前年度４７百万円）

**施策概要・目的**

○若者を中心に地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過が続いており、15年間で地方の若者は約３割減少、また、15歳以上の就業者については、東京圏では増加しているのに対し、地方では大幅に減少している。
○この状況を踏まえ、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等を目的とし、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定・実行する。
○「経済財政運営と改革の基本方針2018」においても、本パッケージの施策に関する記載が盛り込まれている。

**施策イメージ・具体例**

○UIJターンによる起業・就業者創出【平成31年度概算要求】
東京圏から地方への移住と移住者の地方での起業・就業を促進するため、全国規模のマッチングを支援するとともに、移住者等の経済負担を軽減する。
○女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし【平成31年度概算要求】
人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保を図るため、女性・高齢者等の起業や新規就業の促進を支援する。
○地方における外国人材の活用【定員要求】
インバウンドや地元産品輸出拡大の活発化、在留外国人の更なる増加に伴う多文化共生等の充実等による地方公共団体の外国人材の活用ニーズに対応すべく、在外の親日外国人材を、地方公共団体のニーズとマッチングさせる仕組みを構築する。（内政と外政の橋渡し）
○企業版ふるさと納税の活用促進【平成31年度概算要求・税制改正要望】
地方公共団体や企業に対し、積極的なＰＲ活動を行うとともに、税制上の優遇措置の拡充・延長等により、一層の活用促進を図る。

**期待される効果**

○本パッケージを実行し、若者等が夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを加速させ、女性や高齢者等の活躍、外国人材の活用等を推進するとともに、企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図ることにより、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等に向け、地方創生を大胆に実行する。

## ４．地方創生

### 施策名：地方創生に向けた多様な支援（情報支援・人材支援）①（地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業）

【31年度概算要求額：１７５百万円（前年度１３７百万円）】

**事業概要・目的**

○政府は、地方公共団体による地方版総合戦略の策定や様々な主体による地方創生の推進に向けた取組等を情報面から支援するため、地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ（Regional Economy and Society Analyzing System）：リーサス）を提供しています。このシステムは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するもの。

○本事業においては、地域ぐるみでの地方創生の実現を情報面から支援するため、地方公共団体をはじめ教育機関、民間企業、ＮＰＯ、住民等に対してリーサスの本格的な普及・活用を推進する。

○具体的には、①有識者の派遣、②内閣府及び関係省庁の地方局に活用支援業務を補佐できる政策調査員の配置、③地方公共団体職員等に向けた説明会の開催、④関連サイト等を通じた活用促進等を実施する。

**事業イメージ・具体例**

**地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ：リーサス）について**

■ リーサスは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、現在及び将来の人口構成、人口の転入・転出先、産業集積（企業間取引）、観光地における人の流れ、各種指標の地方公共団体間の比較等を簡易に扱うことを可能とし、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するシステム。
■ 各地方公共団体による、客観的なデータに基づく地方版総合戦略策定における目標KPIの設定や、PDCAサイクルの確立等を支援。

**<リーサスの備える機能（マップ）の例>**

**【人口マップ】**
人口推計・推移、転入転出などを地域ごとに比較しながら把握可能

**【産業構造マップ】**
売上や雇用で地域を支える産業が把握可能

**期待される効果**

○地方公共団体が、地方版総合戦略の策定及び具体的施策の検討・実施にあたり、データに基づき地域の現状の分析や課題を把握することにより、地方創生の実現に向けた地方公共団体や様々な主体による施策の費用対効果が高まることが期待される。

## ４．地方創生

# 施策名：地方創生に向けた多様な支援（情報支援・人材支援）②（地方創生リーダーの人材育成・普及事業）

【31年度概算要求額： ３０６百万円（前年度３０２百万円）】

### 施策概要・目的

①プロフェッショナル人材事業
地域企業に「攻めの経営」への転換を促し、必要なプロフェッショナル人材の確保を支援。また、その調査・分析。

②地方創生カレッジ事業
地方創生に真に必要かつ実践的なカリキュラムをｅラーニング形式等で幅広く提供し、地域における地方創生人材の育成を支援。

③地方創生人材支援制度
地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣し、地域を支援。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」
第２章　力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組
６．地方創生の推進（４）意欲のある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等

### 施策イメージ・具体例

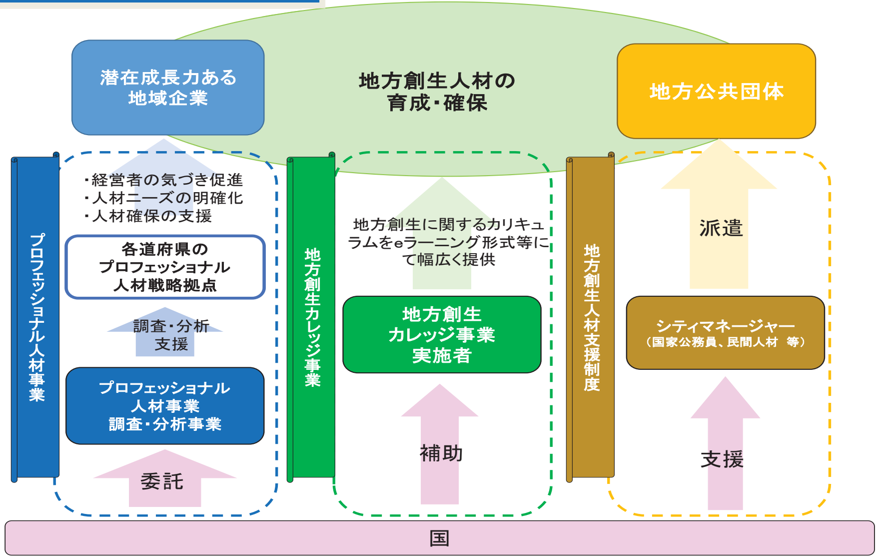


### 期待される効果

①プロフェッショナル人材の地方還流の拡大と地域企業の生産性向上・経営改善等により、地域経済の活性化を図る。
②地方創生カレッジ事業により、地方創生に必要な高度な専門性を有した人材の確保・育成を支援することで、各地域の総合戦略等を実行する事業主体の形成や、人材の確保が円滑かつ効果的に実施できることが期待できる。
③地方創生人材支援制度の周知等により、地方創生を担うリーダーの人材確保・普及を図る。

## ４．地方創生

# 施策名：都市再生の推進①（近未来技術の実装推進事業）

【31年度概算要求額：３０百万円（新規）】

### 事業概要・目的

○現在、ドローンや自動運転等の近未来技術について、国家戦略特区等も活用し、実現に向けた実証実験が進められているが、今後、地方創生の観点からも、近未来技術を活用し、地方における生産性の向上や公共交通の維持など、様々な取組が進められることが期待される。

○近未来技術を活用した新しい地方創生の取組を推進するため、地方創生の観点から革新性、先導性と横展開可能性を有する施策について、地方公共団体から提案を募集し、優れた提案について事例集としてとりまとめ、地方公共団体へ周知することで、全国への横展開を図る。

○また、選定事業毎に、関係省庁（出先機関を含む）、地方公共団体等で構成する「（仮称）近未来技術地域実装協議会」を構築し、複数の地方支分部局に跨る「ワンストップ支援」を行うなど、関係府省庁の総合的かつ横断的な支援を実施する。

### 事業イメージ・具体例

○近未来技術を活用する取組の選定支援

地方公共団体から、近未来技術を活用する事業で、革新性・先導性・横展開可能性を有するものについて提案を募集を行い、選定委員会の開催やヒアリング等を通じて選定を行う。

○事例集の作成・横展開の推進

選定された取組は、事業の構想から具体化までの重要なポイントや克服した課題等を、ヒアリング等で深掘りします。これを事例集としてとりまとめ、地方公共団体へ周知を行うことで、近未来技術を活用した新たな地方創生について全国展開を図る。

○関係府省庁による総合的な支援の推進

現地でのワンストップ支援、実装に向けた総合的な調整等を行う「（仮称）近未来技術地域実装協議会」の運営支援等を行い、選定された取組を推進する。

### 期待される効果

○地方創生における新たな展開として期待される近未来技術の活用について、地方公共団体の取組の全国展開の推進、選定された取組の関係府省庁による総合的な支援の推進が図られる。

## ４．地方創生

**施策名：都市再生の推進②（東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の総合支援調査事業）**
**【３１年度概算要求額：（予算については施策ごとに個別に要求）】**

### 施策概要・目的

○東京一極集中是正のため、各地方のエンジンとも言える中枢・中核都市の活性化が極めて重要である。
○中枢・中核都市が世界と直結し、世界の成長や新たな需要を取り込み、海外からの投資先や地域の中核企業等の海外進出拠点として十分に機能するとともに、人や大学の集積する魅力ある拠点となるよう、政府は総力を挙げて支援と再生に取り組む。
○選定基準を策定、公表の上、投資等に見合う準備事項が整った都市から順次、第三者機関の議を経て、支援対象都市として選定し、パッケージ支援（必要な政令指定等）を行う。
○近未来技術等の社会実装と同様に、省庁横断的な現地支援体制で取り組む。
○本事業では、省庁横断支援チームを通し、必要な総合的調査等を行う。

### 施策イメージ・具体例

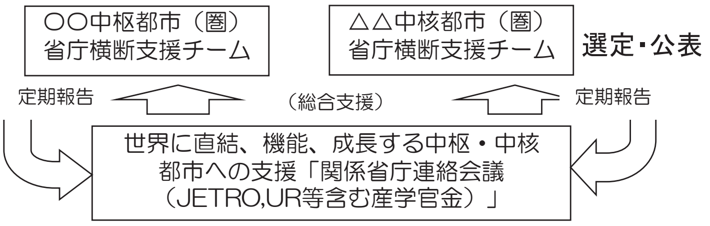


（注）都市（圏）毎の支援チームにJETRO、UR等も適宜、参画する。
（注）中枢・中核都市への対日投資に関して、地域への対日直接投資サポートプログラムと必要な連携を行い、協業的な支援を行う。

＜支援パッケージの基本＞
○支援対象都市の選定
○各省庁の支援の「統合性と戦略性」の確保
○国と地方の施策の連動による「相乗効果」の発揮
○関係者とマインドリセットとEBPMの推進

### 期待される効果

○中枢・中核都市等における都市再生を推進することで、当該都市を活性化させ、東京一極集中を是正する。
○地域中核企業等への支援等と都市再生を連動させ、省庁横断的な統合性と戦略性を確保したパッケージ支援を行うことで、中枢・中核都市等における産業の国際競争力の強化し、地方経済の活性化と地方における所得の向上を図る。
○革新的技術等の導入を支援することで、中枢・中核都市等における諸課題の解決を加速させる。

## ４．地方創生

**施策名：都市再生の推進③（スーパーメガリージョン（ＳＭＲ）関連都市再生調査事業）**
**【３１年度概算要求額：３０百万円（新規）】**

### 施策概要・目的

○都市再生を巡っては、都市の諸機能は国力の源泉であるとの認識の下、緊急に整備すべき地域を政令指定し、都市計画特例を適用すること等により、年間１兆円規模の民間投資を実現し、大きな成果を上げている。

○一方、東京への一極集中は依然として是正されておらず、災害リスクの軽減、ローカルアベノミクスの具体化等による地方創生は喫緊の課題である。

○そこで、その克服に向けて、平成30年4月26日の都市再生本部（総理：本部長）において、地方経済のエンジンとなる中枢・中核都市等が世界と直結し、機能、成長する都市へ再生すること、また、近未来技術の社会実装やリニア中央新幹線により出現するSMRの効果を高めるプロジェクト（「特定都市再生重点プロジェクト」）を組み込んだ世界最先端の都市再生を推進することが決定された。

○本事業は、「特定都市再生重点プロジェクト」のうち、SMRの効果を高める都市再生に関連する調査に対して補助を行う事業であり、今後の民間都市開発事業等の組成、推進につなげていくものである。

### 施策イメージ

○調査内容（例）
・中間駅周辺の再開発構想、
・既存交通網とのアクセス改善　・企業（産業）の誘致策　等

○補助率（額）：事業費の１／２以内

○補助対象およびスキーム

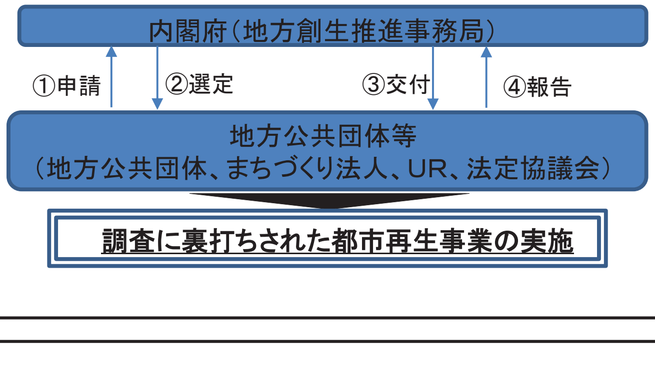


### 期待される効果

○地方公共団体等が、ＳＭＲに関連し実施を検討する都市再生に係る課題整理や実現可能性、効果把握等の調査を実施することで、都市再生事業の実施有無の判断や質の向上につなげることが可能となる。
○中枢中核都市等における今後の都市開発事業の組成、推進につなげることで、当該都市の活性化及び東京一極集中是正等に寄与する。

## 施策名：都市再生の推進④（民間投資を呼び込む「i-都市再生」の推進）

【３１年度概算要求額：１２０百万円（前年度３７百万円）】

### 施策概要・目的

○都市再生本部（本部長：総理大臣）では、都市の諸機能は国力の源泉であるとの認識の下、緊急に整備すべき地域を政令指定し、都市計画特例を適用すること等により、年間１兆円規模の民間投資を実現し、大きな成果を上げてきた。

○しかしながらアベノミクスを更に推し進め、より強力なわが国経済の基盤を形成するためには、大都市や中枢・中核都市等への、一層、質が高く集中的な投資が不可欠。

○そのためには、可能な限り早期の段階から、各地の産官学金の関係者が情報を共有し、民間からの提案を幅広く集める等、魅力的な都市再生方針やプロジェクト案件の形成、リスクマネーを含めた民間資金を呼び込むための投資家への分かり易い説明等が必要。

○未来投資戦略2018及び骨太方針2018には、これらの観点から、投資を促進するための情報支援ツールとして「i-都市再生」が位置付けられており、政府方針であるフィンテックの推進「Society5.0」の実現にも資する取り組みとする。

○そして、本施策が普及し、持続的に活用・発展していくために、全国展開と人材育成にも取り組んでいく。

### 施策イメージ・具体例

○現在、年間約1兆円の民間投資（実績）、
地価1.52倍・人口1.44倍の伸び（指定地域内）

○民間提案や工夫を引き出し、リスクマネーを更に呼び込むため、効果の見える化を推進及び広く情報を発信

①WEB情報基盤の活用（「i-都市再生」ビジョン共有・EBPMの支援）

②公募型によるシステム開発・実証（新たな指標の検討）

③全国の自治体や大学、高校等とのワークショップによる本ツールの普及および人材育成

ワークショップ等による全国展開　　i-都市再生

都市収支分析・EBPM　　WEB上でのまちの再現（VR）

・民間投資の質・量の向上
・社会的合意形成、投資環境イノベーションの実現

### 期待される効果

○都市再生の緊急性や将来像をわかりやすく「見える化」することで、民間投資を効果的に呼び込むとともに関係者間の合意形成を容易化し、都市再生の実現に向けた取組みを着実に推進することが可能となる。

○大都市・中枢中核都市等における都市開発の集中的な促進、国際競争力の強化及び東京一極集中の是正等の実現が図られる。

４．地方創生

## 施策名：地方創生に向けた自治体ＳＤＧｓの推進

【31年度概算要求額：６９８百万円（前年度５００百万円）】

### 施策概要・目的

○自治体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、その取組を推進することが重要である。

○このため、自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を選定するとともに、特に先導的な取組については、モデル事業として選定し、資金的に支援する。

○また、そうした成功事例の調査や普及展開等を行うことで、SDGsの取組を国内へ広く浸透させ、中枢・中核都市の機能強化を含め地方創生の深化につなげる。

○平成30年6月15日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」において、「今後、更に地方創生を深化させていくために、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であるから、平成42年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）の達成ための取組を推進し、SDGsの主流化を図り、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する。」としている。

### 施策イメージ・具体例

○SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組を支援する。

○また、地方創生に資する自治体によるSDGsの達成に向けた取組を、フォーラムの開催や取組事例の調査等を通じて普及展開を図り、広く国内外に浸透させるとともに、地域別説明会や有識者派遣などSDGsに取組む自治体に対しても支援するほか、官民連携の取組を強化する。

### 期待される効果

○自治体によるSDGsの達成に向けたモデル的な先進事例の創出と普及展開活動を通じ、SDGsを自治体業務に広く浸透させて、中枢・中核都市の機能強化を含め、地方創生の深化につなげる。

## ４．地方創生

# 施策名：地方分権改革の推進

【３１年度概算要求額：４３百万円（前年度４３百万円）、法律改正】

### 施策概要・目的

○「経済財政運営と改革の基本方針2018」（H30.6.15閣議決定）等に基づき、地方分権改革推進本部、地方分権改革有識者会議により、地方分権改革を着実かつ強力に進める。

○地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により、課題解決を図る基盤となるものである。平成26年から地方に対する権限移譲や規制緩和に関する提案募集方式を導入し、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出している。

○新たに基礎自治体からの提案を促進するための取組及び国民が地方分権改革の成果を一層実感できるよう各種情報発信等の取組を引き続き充実させる。

### 施策イメージ・具体例

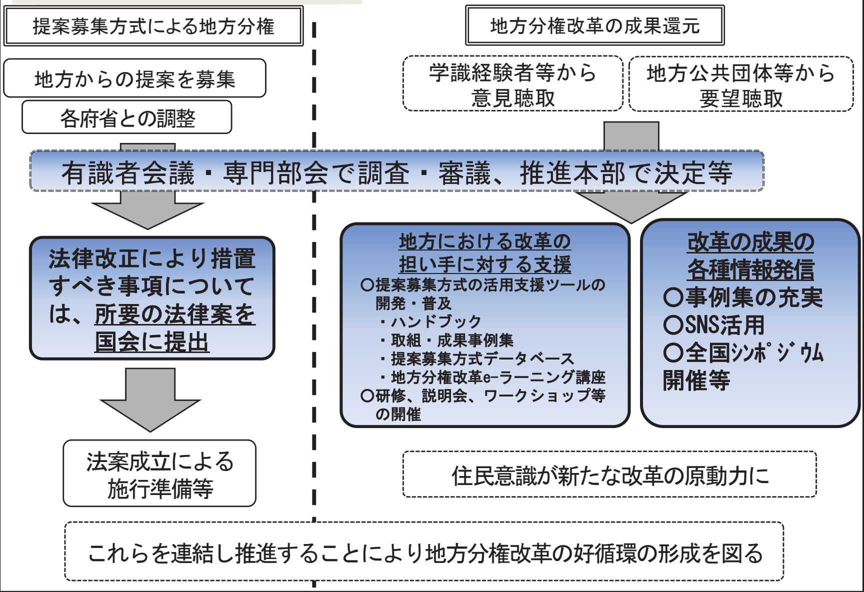


### 期待される効果

○地方公共団体等から募集した提案の実現を図り、権限移譲及び規制緩和等を推進することにより、地域の実情に応じた各種施策が可能となり、個性を活かした地域活性化につながる。
○国民に地方分権改革の成果を還元し、国民が地方分権改革の成果を実感することで、「住民意識」を原動力とする更なる地方分権改革に繋がる好循環を形成することができ、更なる地方分権改革の推進に繋がる。

## ４．地方創生

# 施策名：地域経済活性化支援機構（REVIC）の活用促進

【31年度概算要求額：３百万円（前年度３百万円）、税制改正要望】

### 施策概要・目的

○　「地域未来投資促進法」における地域未来牽引企業等への支援や「歴史的資源を活用した観光まちづくり」における観光活性化に関する支援等の重点施策への取組みなど地域経済活性化に向けた機能発揮を推進する。

○　地域における自律的な中小企業支援、地域活性化の取組みが行われる姿を目指し、地域金融機関の地域企業に対する支援能力強化を図るため、REVICにおける人材・ノウハウ支援に向けた積極的な取組みを推進する。

未来投資戦略2018（抜粋）（30年6月15日閣議決定）

○ 本年５月に成立した株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律に基づくREVICの支援・出資決定期限等の３年延長に伴い、地域金融機関の企業支援能力の強化を図るため、ファンドの共同運営や専門家派遣、日本人材機構を通じた経営人材の紹介などの人材・ノウハウ支援に重点的に取り組むとともに、地域金融機関における両機構の一層の活用を促す
○ REVICや日本政策投資銀行が組成した観光関連ファンド等により、観光地の面的再生・活性化を推進する

### 施策イメージ・具体例

○ REVICにおいて、左記目的を達成するための地域活性化支援業務の適切かつ効率的な運営を確保するための監督業務等の実施。

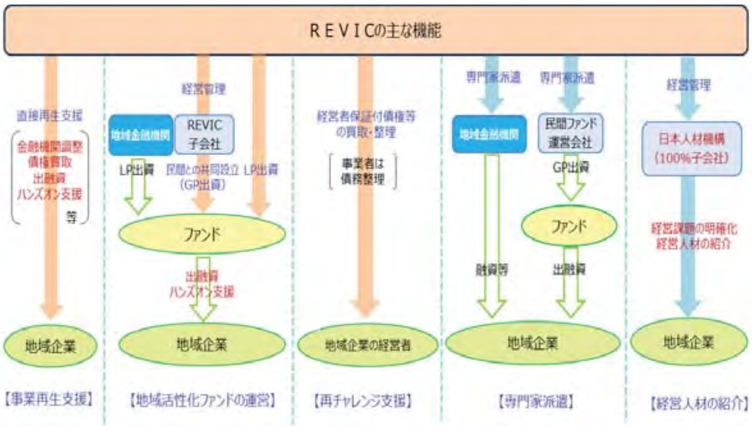


### 期待される効果

○ REVICの適正な業務運営を担保し、ひいては、地域経済の活性化に寄与する。

## ４．地方創生

# 施策名：公共事業関係費等

【３１年度概算要求額： １，４２０億円（前年度１，４２０億円）】

### 事業概要・目的

○ 沖縄の観光や日本とアジアを結ぶ物流の発展、県民の暮らしの向上を支える道路や港湾、空港、農林水産振興のために必要な生産基盤などの社会資本の整備とともに、学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施するため、国直轄事業及び地方公共団体等への補助事業に係る公共事業関係費等を計上する。

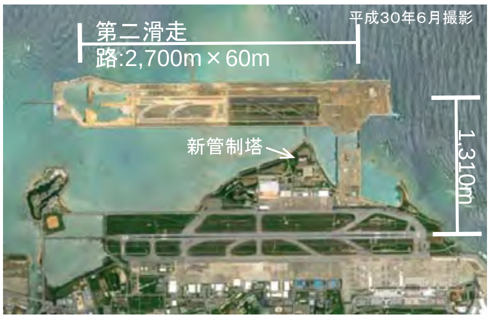


### 資金の流れ

○「内閣府設置法」等の規定により、内閣府において一括計上し、各省庁へ移し替え等を実施し、執行。

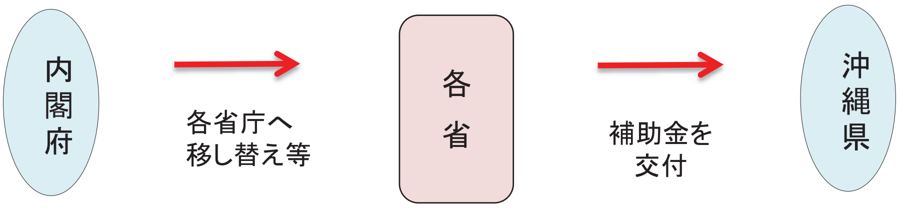


※一部、直轄事業を実施

## ４．地方創生

# 施策名：沖縄振興一括交付金

【３１年度概算要求額：１，２５３億円（前年度１，１８８億円）】

○ 沖縄の実情に即してより的確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金（平成２４年度創設、沖縄振興特別措置法に明記）。

○ 「沖縄振興特別推進交付金」と「沖縄振興公共投資交付金」に区分。

### 沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）

平成31年度概算要求額636．0億円

（平成30年度予算額608．4億円）

沖縄振興に資するソフト事業などを対象とし、移し替えせずに内閣府で執行する沖縄独自の制度。

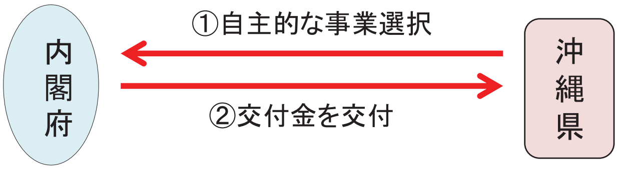


＜交付率＞8／10

＜主な対象事業＞

沖縄の自立的･戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業

・ 観光の振興
・ 情報通信産業の振興
・ 農林水産業の振興
・ 雇用促進
・ 人材育成　　　　など

### 沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）

平成31年度概算要求額617．0億円

（平成30年度予算額579．4億円）

各府省の地方公共団体向け投資補助金等のうち、沖縄振興に資するハード事業に係る補助金等の一部を一括交付金化。原則各省に移し替えて執行。

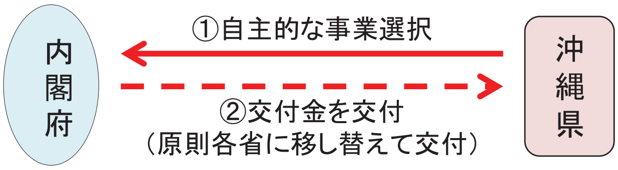


＜交付率＞ 既存の高率補助を適用

＜主な対象事業＞

・ 学校施設環境改善（文部科学省）
・ 水道施設整備（厚生労働省）
・ 農山漁村地域整備（農林水産省）
・ 社会資本整備（国土交通省）　　　など

## ４．地方創生

# 施策名：沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ）

【３１年度概算要求額： ２０３億円（前年度２０３億円）】

### 事業概要・目的

○　沖縄科学技術大学院大学学園（学園）は、沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ）を設置し、ＯＩＳＴにおいて国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人。

○　学園に対して財政支援を行い、ＯＩＳＴにおける国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図る。（沖縄科学技術大学院大学学園補助金）

○　また、ＯＩＳＴの教育研究活動を支えるため、その展開に応じて教育研究環境の整備等を進めていく必要がある。31年度は引き続き、世界最高水準の教育研究を行うために必要な整備を行い、国内外の優秀な学生・研究者を惹きつける魅力あるキャンパス整備を推進する。（沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費）

### 期待される効果

○　ＯＩＳＴにおける国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進により、研究開発における国際競争力や地域活性化等につながる産学の相互連携が強化され、沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与する。

### 事業イメージ・具体例

○　学園の業務に必要な経費
　教育研究を行うに当たって必要となる人件費、学校教育に関する学務関連経費、教育研究経費、一般管理費といった大学運営に必要な経費を確保する。（教員の増員に必要な経費を含む。）

○　基幹・環境整備
　キャンパス構内の法面補強、道路補修、緑化・歩道等の整備等を行う。

【新しい日本のための優先課題推進枠】

○　知的・産業クラスター形成の推進
　ＯＩＳＴ等を核としたイノベーション・エコシステム形成の推進に必要な経費を確保する。

○　沖縄科学技術大学院大学の規模拡充
　第５研究棟の整備や、宿舎拡張に伴う基幹整備等を行う。

キャンパス外観（写真提供：OIST）

## ４．地方創生

# 施策名：沖縄における観光防災力強化市町村支援事業費

【３１年度概算要求額：１０億円（新規）】

### 事業概要・目的

○　沖縄県の入域観光客数は平成２９年度で約９５８万人と過去最高を記録し、今後も増加が見込まれている。また、沖縄県では、観光を県経済のリーディング産業として位置付けており、沖縄県観光振興基本計画において、平成３３年度の達成目標として入域観光客数１，２００万人が設定されている。

○　このように沖縄県は有数の観光地であるが、大規模災害が発生した場合、港湾、空港、道路が復旧するまでの間、観光客が観光地に足止めとなり、観光避難民になることが想定される。

○　安全に観光客を受け入れるには、観光避難民への食料、水、毛布、トイレの備蓄及び避難誘導看板の設置等、市町村の防災力強化の取組を推進する必要がある。

○　地域住民への防災対応を進める市町村に対し、沖縄の観光振興の観点から、観光避難民に対する防災対応を支援することにより、安全・安心な観光地の形成を促進する。

### 事業イメージ・具体例

○　地域住民への防災対応を進める市町村が、観光避難民に対応するための、食料、飲料水、毛布、災害用トイレの備蓄及び避難誘導看板の設置等をする際に、国が直接補助を行う。

■事業主体：市町村（広域事務組合等含む）

■事業予定：平成３１年度～平成３３年度（３年間）

■交付率　：10/10

国 ← 交付申請 ― 各市町村等

国 ― 交付決定 → 各市町村等

### 資金の流れ

国 → 各市町村等（補助率：１０／１０）

### 期待される効果

大規模災害時において観光避難民に対応する市町村に対して国による支援を行うことにより、安全・安心な観光地が形成され、沖縄の観光振興に資する。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

**【31年度概算要求額：１２８百万円（前年度４７百万円）、機構・定員要求】**

### 施策概要・目的

○より実効性のある広域避難の在り方等の検討を推進するため、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」の報告（平成３０年３月）で提示された基本的な考え方や定量的な算出手法に基づき更なる検討を行う。

○平成３０年７月豪雨を踏まえ、住民避難の実効性を高めるために自治体が行う検討を支援する。

【各種計画との関連性】
○経済財政運営と改革の基本方針2018」第２章７．（３）

### 施策イメージ・具体例

○<u>大規模水害時の住民避難に係る検討</u>
　広域避難の在り方に係る検討については、地域特性や被害特性に応じたより具体的で実効性のある広域的な避難の在り方について適切な検討手法を提示するため、首都圏における検討状況を踏まえ、高潮氾濫からの避難を主としてシミュレーション等を実施し、ワーキンググループで示した検討手法の改善を図る。

○<u>平成３０年７月豪雨を踏まえた各都道府県における住民避難対策の推進</u>
　平成３０年７月豪雨を踏まえ、住民避難の実効性を高めるための検討を自治体と連携して行う。

H27関東・東北豪雨による茨城県常総市における浸水状況
（提供：国土交通省）

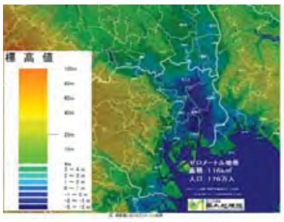

首都圏のゼロメートル地帯

H30.7豪雨による
広島県呉市安浦町周辺の被災状況
（提供：国土交通省）

### 期待される効果

○大規模水害発生時の首都圏等における具体的な避難計画の立案にあたり、国・地方公共団体が直面している課題を解決することにより、被害が軽減される。
○住民避難の実効性を高める取り組みを推進することにより、発災時の人的被害の軽減に寄与する。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応の推進

**【31年度概算要求額：１２６百万円（新規）、機構・定員要求】**

### 施策概要・目的

○南海トラフ地震に対しては、予防的な地震・津波対策が進められているところであるが、その対策を実施してもなお残る被害の甚大さを考慮すると、現在の科学的知見を活かして事前の防災対応を実施することは重要である。

○このため、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」における議論を踏まえ、市町村や企業等が南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の防災対応の計画作成のための支援等を行う。

【各種計画との関連性】
○経済財政運営と改革の基本方針2018」第２章７．（３）

### 施策イメージ・具体例

○<u>防災対応の検討の手順や考え方等が示されたガイドラインの作成</u>
　南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の防災対応について、市町村や企業等における具体的な防災対応の計画作成を促すため、防災対応の検討の手順や考え方等が示されたガイドラインを作成する。

○<u>具体的な防災対応の計画作成のための市町村等への支援</u>
　市町村等が具体的な防災対応の計画を作成する際に、専門家等と連携しつつ、地域の現状把握等の調査を行い、計画作成の支援を行う。結果は、他の市町村等の計画作成を推進するため、事例集として取りまとめる。また、企業に対しては、検討する防災対応についてヒアリング等を実施し、他の企業の防災対応を推進するため、事例集として取りまとめる。

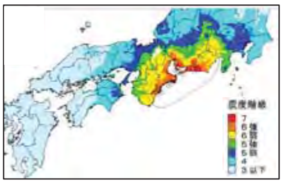

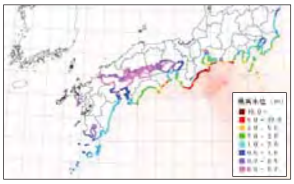

南海トラフ地震の震度分布・津波高（一例）

防災対応の計画作成の支援（イメージ）

### 期待される効果

○南海トラフ沿いの異常な現象に対する適切な防災対応の計画作成支援や、作成に向けたガイドラインや事例集を作成・公表することにより、防災対応の計画作成が進むことで、発災時の被害の軽減が期待される。

# 施策名：ICTの活用による官民の情報共有

【31年度概算要求額：３０百万円（前年度１３百万円）、機構・定員要求】

## 施策概要・目的

○中央防災会議防災対策実行会議災害対策標準化推進WGの下に、「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を設置し、各主体がICTを活用して災害時の体系的な状況把握に向けた災害情報の共有方策を検討

○災害情報のデータ化が難しい災害現場において、災害対応にあたる地方公共団体や実動部隊等の情報収集・整理を支援する仕組みの調査・検討

○より迅速かつ体系的な状況把握の実現のため、新たな情報収集手法としての人工衛星等の宇宙技術等の活用方策の検討

【各種計画との関連性】

○経済財政運営と改革の基本方針2018 第２章７．（３）

## 施策イメージ・具体例

○<u>災害対策標準化推進ＷＧ及び国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チームにおける調査・検討</u>

　災害対応にあたる国・都道府県・市町村・民間事業者等のそれぞれがICT等の様々な手法を活用して情報収集し、それら情報を関係者間で共有して統合することで、状況を体系的に把握するための仕組みを検討する。

○<u>ISUT（災害時情報集約支援チーム）の仕組みに係る課題等の調査</u>

「災害情報ハブ」推進チームに参加する民間の協力を得て、情報を迅速にGIS化する技術を持った官民チーム（ISUT）を組織し、災害現場での災害情報の収集・整理を支援するための仕組みについて、実際の活動や訓練を通じて課題等を調査・検討する。

○<u>宇宙技術等の活用に係る課題調査</u>

人工衛星等による光学画像やレーダー画像といった宇宙技術等から得られる情報等を整理するとともに、防災分野の国・地方自治体・民間それぞれのニーズを調査し、それらニーズに対しどのような活用方策があり得るのか活用可能性や活用に当たっての課題等について調査・検討する。

## 期待される効果

○災害対応業務の標準化による関係機関間の連携強化と、ISUT（災害時情報集約支援チーム）の構築による現地災害対応の支援、災害対応に利活用可能な衛星データの流通による災害対応の効率化及び迅速化が可能となる。

５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：原子力防災対策の充実・強化

【31年度概算要求額：１６９億円（前年度１０８億円）、定員要求】

## 施策概要・目的

○13ある原子力発電所立地地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、関係省庁と地方公共団体が一体となって、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を進める。

○原子力緊急事態を想定し、国、地方公共団体、電力事業者等合同で原子力総合防災訓練を実施するとともに、県主催の防災訓練への参画・支援や国、自治体職員等の防災業務関係者への研修等により人材育成を推進。

（注）「経済財政運営と改革の基本方針2018」における記載
“原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。”

## 施策イメージ・具体例

○地方公共団体が行う原子力災害時の防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材や、医療設備の整備等を支援。

○要配慮者等の一時的な屋内退避場所を確保するため、放射線防護対策事業を支援。

○避難をより円滑に実施するための「モデル実証事業」の一層の推進による原子力災害時の防護対策の多重化・充実化を支援。

○万が一の原子力災害時において中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練・研修の充実により人材育成を推進。

原子力防災資機材

放射線測定器

防護服等

放射線防護対策事業

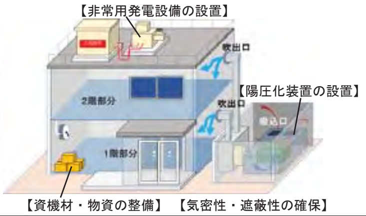


避難円滑化モデル実証事業

## 期待される効果

○原子力災害に備え必要となる放射線防護対策を推進するとともに、訓練・研修の充実・強化による災害対応能力の向上を図ることで、周辺住民等の安全・安心を確保する。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：食品の安全性の確保

【31年度概算要求額：９９５百万円（前年度９６２百万円）、機構・定員要求】

### 施策概要・目的

○食品の安全性の確保のため、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正の立場から食品のリスク評価を適切に実施するとともに、分かりやすい情報提供や意見交換会の開催等を通じ食品安全に関するリスクコミュニケーションを推進。

○なお、「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、「消費者の安全・安心」の一環として「食の安全の確保」が記載。また、「未来投資戦略2018」では、「農薬の安全性を確保しつつ、国際標準に調和させる・・・ため、改正農薬取締法に基づき、再評価制度を導入する」旨記載。

### 施策イメージ・具体例

**○農薬再評価制度（※）の円滑な実施に向けた対応**

改正農薬取締法で導入された農薬再評価制度の円滑な実施のため、農薬のリスク評価を推進。（※）同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う制度。

**○食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度（※）導入への対応**

改正食品衛生法で導入された食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に対応し、既存物質や新規物質のリスク評価を推進（※）あらかじめ使用の科学的妥当性が確認された物質以外は原則使用禁止とする制度。

**○新たな育種技術を用いた食品に対する規制整備への対応**

総合科学技術・イノベーション会議の支援の下、急速に研究・開発が進展している新たな育種技術を活用した食品について規制整備に向けた検討が進められることを踏まえ、リスク評価の実施を見据えた取組を着実に実施。

**○健康食品に関するリスクコミュニケーションの推進**

改正食品衛生法で健康食品に関する健康被害情報の報告制度が導入されたことも踏まえ、健康食品に関するリスクコミュニケーションを推進。

### 期待される効果

○リスク管理に係る制度改正等を踏まえたリスク評価の適切な実施により、国民の健康保護の確保に寄与。

○情報発信等を通じたリスクコミュニケーションの推進により、国民の食品リスクに関する正確な理解を促進し、健康被害の防止に寄与。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：消費者行政全般についての監視機能の強化

【31年度概算要求額： １４２百万円（前年度１４１百万円）】

### 施策概要・目的

○消費者委員会が、独立した第三者機関として以下の機能を果たす。

・各種の消費者問題について自ら調査審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行う。

・内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査審議を実施する。

○消費者委員会は、延べ約100名*の委員（臨時委員・専門委員含む）により、年間約100回の本会議や部会、専門調査会等を開催し、各種の消費者問題につき調査審議を実施。

＊ 平成30年７月1日現在

### 施策イメージ・具体例

○消費者の利益の擁護及び増進の観点から、幅広い分野の重要な消費者問題について自ら調査審議を行い、関係省庁等に建議等の意見表明を行うとともに、建議等を受けた各省庁による法改正状況等のフォローアップを行い、必要に応じ対応の改善を求める。

○消費者の利益の擁護及び増進の観点から、特定保健用食品の表示の許可、消費者基本計画の改定や各種の消費者関連法令の改正等に関し、諮問に応じた調査審議を行い答申を発出する。

（平成31年度以降の検討課題の具体例）

- 第４期消費者基本計画の策定に伴う意見表明（答申に向けた議論）
- オンラインプラットフォームにおける取引の在り方についての検討
- 消費者庁や国民生活センターの徳島県での取組に関する成果の検証及び助言・提言（※）
- 消費税率引上げに伴う公共料金の改定に関する妥当性の検証

（※）
・消費者庁は、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として、徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス」を平成29年７月に開設。
・「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年９月１日まち・ひと・しごと創生本部決定）では、「消費者行政新未来創造オフィス」の取組について、３年後を目途に検証・見直しを行うこととなっており、消費者委員会は、①消費者庁及び（独）国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、助言・提言を行うこと、②その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行うこと、③３年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から意見を述べること、が求められている。

### 期待される効果

○消費者委員会による調査審議に基づく適時・的確な意見表明及びこれに関するフォローアップの着実な実施により、消費者行政全般についての監視・提言機能が有効に発揮され、消費者利益の更なる擁護・増進が図られる。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：交通安全対策の推進

【31年度概算要求額：９６百万円（前年度８９百万円）】

#### 施策概要・目的

○「第10次交通安全基本計画（平成28年度～32年度）」では、世界一安全な道路交通を実現することを目標に掲げている。
○また、平成28年11月「高齢運転者による交通事故防止対策における関係閣僚会議」における安倍総理の指示を受け、対策の検討等を実施。平成29年７月、対策を緊急かつ強力に推進することを中央交通安全対策会議交通対策本部(以下､｢交通対策本部｣)の決定とした。
○さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」にも「高齢運転者対策などの交通安全対策を進める」との記載が、盛り込まれている。
○上記状況を踏まえ、交通安全対策、特に高齢運転者に係る対策の推進に資する取組を実施する。

#### 施策イメージ・具体例

**○道路交通安全に関する基本政策等に係る調査**

次期（第11次）交通安全基本計画の検討に資するため、第10次交通安全基本計画に係る政策的な評価、交通安全に関する国民の意識調査及び関係団体等の要望調査を行い、それらを踏まえて、今後の道路交通安全に関する基本政策について検討する。

**○高齢運転者による交通事故防止に係る取組等**

高齢運転者による交通事故防止対策について(交通対策本部決定）」を踏まえ、効果的な取組を関係省庁が連携して推進する。

また、地域における高齢運転者のリーダーを養成することで交通事故防止に関する普及啓発の推進を図る。

さらに、交通安全に関わる先端技術について現状を整理した上で、国民各層に分かりやすく説明するためのコンテンツを作成し、交通安全に係る普及･啓発活動に幅広く活用する。

#### 期待される効果

○高齢運転者等の交通事故死者数の減少。

（参考）

「第10次交通安全基本計画」の目標：平成32年までに交通事故死者数を2,500人以下（平成29年実績値は3,694人）

「交通対策本部」の目標：平成32年までに80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数を200人以下（平成29年実績値は242人）

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：死因究明等の推進

【31年度概算要求額：１２百万円（前年度１１百万円）】

#### 施策概要・目的

高齢化に伴う「多死社会」化・「孤独死増加」等に対応し、我が国の死因究明体制を強化するとともに、大規模災害時における身元確認への取組等の強化のため、
○「死因究明等推進計画」（平成26年６月13日閣議決定）に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。
○地方公共団体をはじめとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会の設置・活用に向けて協力するよう求める。

※経済財政運営と改革の基本方針2018（P44）
　及び『世界一安全な日本』創造戦略（P50）

#### 施策イメージ・具体例

○　死因究明等推進計画に掲げる当面の重点施策
①法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
②法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
③死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
④警察等における死因究明等の実施体制の充実
⑤死体の検案及び解剖の実施体制の充実
⑥薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
⑦遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

○　地方公共団体における死因究明等推進協議会は、平成30年8月末現在、33都道府県で設置されており、引き続き、同協議会の設置･活用を要請

#### 期待される効果

○　政府及び地方における死因究明等に係る実施体制の強化が図られる。
○　死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上が図られる。
○　以上の取組により、犯罪・事故等の見逃し防止、国全体としての正確な死因把握や突然死・感染症の予防対応強化等の公衆衛生対策の強化、遺族の権利・利益の確保、大規模災害時の身元確認の適切な運用が図られる。

# 5．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

## 施策名：子供・若者の育成支援

【31年度概算要求額：２４８百万円（前年度２３８百万円）】

### 施策概要・目的

○子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく大綱「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備の推進等、各種施策を推進する。

○第196回国会総理施政方針演説
「女性も男性も、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、全ての日本人がその可能性を存分に開花できる、新しい時代を、皆さん、共に、切り拓いていこうではありませんか。」

### 施策イメージ・具体例

○大綱に基づき、
（ⅰ)全ての子供・若者の健やかな育成
（ⅱ)困難を有する子供・若者やその家族への支援
（ⅲ)子供・若者の成長のための社会環境の整備
（ⅳ)子供・若者の成長を支える担い手の養成
（ⅴ)創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
など、子供・若者の育成支援施策を総合的に推進。

○内閣府では、
・困難を有する子供・若者への支援を行う地域ネットワーク作り
・子供・若者育成支援に関する人材の養成
・子供・若者に関する調査研究
・育成支援に関する広報啓発、表彰事業
等を実施。

<子ども･若者支援地域協議会の設置状況><子ども･若者総合相談センターの設置状況>

### 期待される効果

○関連施策の総合的かつ効果的な推進を図ることで、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現。
○客観的で幅広い情報を十分に活用した関連施策の企画・立案及び実施。
○広報啓発や情報提供の実施、表彰事業の実施などを通じた、国民の理解・協力の向上。

# 5．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

## 施策名：共生社会の実現に向けた障害者施策の推進

【31年度概算要求額：１２６百万円（前年度１２５百万円）】

### 施策概要・目的

○新たに策定した「障害者基本計画（第４次）」（平成３０～３４年度）の推進を図る。

○障害者差別解消法施行の3年経過を踏まえ、地方公共団体における取組状況や合理的配慮の在り方等、法施行状況を把握の上検証し、法制度の見直しの検討に向けた課題の整理等を行う。

○障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のため、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を深め、障害者の社会参加を促進するための広報・啓発を行うとともに、障害者差別解消法の理解促進のための取組を行う。

### 施策イメージ・具体例

○平成30年３月に閣議決定した、新たな障害者基本計画（第４次）について、政府全体で取り組んでいくとともに、実施状況等について、障害者政策委員会で必要な監視等を行い、障害者施策の一層の充実に向けフォローアップを行う。

○障害者差別解消法施行の３年経過を踏まえた法施行状況全般についての把握・分析を行う。特に、地方公共団体における体制整備の状況について、具体的な取組内容や事例、課題等を抽出するとともに、地域の実情に応じた特色ある実施体制や先進的事例等についてとりまとめ、論点整理を行う。

○共生社会の実現に向け、政府全体で障害者の社会参加を促進するための「障害者週間」に関する各種広報・啓発事業等を実施するとともに、障害者差別解消法の理解促進のため、様々な主体（一般国民、地方公共団体、事業者等）を対象とした理解促進のための取組を実施する。

### 期待される効果

○政府全体における障害者施策の推進
○障害者差別解消法の推進と課題や論点の整理・把握
○障害、障害者及び障害者差別の解消に対する国民理解の向上と障害者の社会参加の促進

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：社会的ファイナンス等を中心とした共助社会づくりの推進

【31年度概算要求額：８８百万円（前年度６８百万円）、機構・定員要求】

### 施策概要・目的

○社会的課題の複雑化に伴い、自助・公助以外の「共助」の役割は各省にまたがる様々な場面で増大。政府一体で共助社会づくりを推進するため、内閣府が司令塔となり、国民の側に立った対応を牽引するとともに、各府省に促していく必要。

○具体的には、「骨太方針2018」に基づき、成果連動型民間委託契約等の官民連携や社会的ファイナンスの活用を促進するとともに、休眠預金等の活用や、様々な分野を超えた協働（コレクティブインパクト）を促進する。

○個人による「共助・支え合い」の活動の実態や課題を把握し、個々人が共助に参画しやすい環境の実現方策を検討する。

○国民の満足度、生活の質の向上が実現されるよう、これを示す指標群を構築するとともに、これを踏まえた政策形成に活用する。

### 施策イメージ・具体例

○成果連動型民間委託契約方式の活用と普及の促進

必要な体制を整備の上、自治体等における同方式の活用動向・課題の情報集約、関係府省への働きかけ、ガイドライン策定、シンポジウムの開催等、司令塔としての新たな取組を行う。

○民間公益活動促進のための休眠預金等の活用

➢ 休眠預金等活用制度の2019年度中の運用開始に向け、指定活用団体の監督等、円滑に制度を運用する。

➢ コレクティブインパクトに係る国内外事例を収集、成果最大化の要素等を検討した上で各府省の事業での活用を促す。休眠預金等活用制度の下での民間公益活動をはじめ、共助社会づくりでの協働を促進する。

○個人参加型の共助社会づくり推進モデル構築等

➢ いくつかの分野（災害、子育てや介護支援等）を例に、個々人の「共助・支え合い」への意欲や活動実態を調査する。個々人の意欲を効果的に活動に結び付ける方策を各省所管分野も含め分野横断的に検討し、共助社会づくり推進に必要な施策を各府省を主導しつつ実現する。

➢ 超高齢化の進展に伴い相続資産が毎年50兆円程度にのぼる中、遺贈寄付への関心やニーズ等の実態調査、課題等を検討し、制度改正につなげる。

○満足度･生活の質を示す指標群の構築

人々の主観的満足度及び主観的満足度に影響を与える要素の把握のための調査･分析を行い、各府省での政策形成･PDCAにおける活用を促す。

### 期待される効果

○内閣府が共助社会づくり推進に向けて司令塔機能を発揮し、上記施策で得られる知見を社会的課題解決に関する各府省での具体的な取組への反映を促すとともに、社会的課題解決に寄与する活動に民間の人材や資金を呼び込む。

○経済成長（GDP）という側面のみでは捉えきれない国民の満足度・生活の質のあり方を把握し、各府省の政策に活かす。

○社会的諸課題の解決等の様々な場面において、国民一人ひとりが「共助」に参画しやすい環境を実現する。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：特定非営利活動法人（NPO）活動の促進

【31年度概算要求額：６３百万円（前年度６３百万円）】

### 施策概要・目的

○　特定非営利活動促進法成立後20年が経過する中、全国における特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）の認証数は５万を超え、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野でその活動が広がっており、多くのＮＰＯ法人が活躍している。

○　また、人口減少、高齢化等が本格化し、社会的課題が複雑化・多様化する中、自助・自立を第一としつつも、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある共助社会づくりを推進することが必要であり、ＮＰＯ法人はその重要な担い手である。

○　平成28年６月には、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立し、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮、ＮＰＯ法人に対する貸借対照表の公告義務及び情報の積極的な公表の努力義務等が規定された（改正法は一部を除いて平成29年４月１日に施行）。

○　上記を踏まえて、法の所管庁としての立場から、特定非営利活動促進法の適切な運用及び活力あふれる共助社会づくりの推進を図る。

### 施策イメージ・具体例

○　**ＮＰＯ法人の認証・認定制度の適切な運用推進**

円滑な法執行を進めるため、都道府県・政令市担当職員と情報交換や意見交換を行う地方ブロック会議を実施する。

○　**市民活動促進に向けた調査・研究**

ＮＰＯ法人等の実態把握のための調査等を実施する。

○　**ＮＰＯ法人の活動の積極的な情報公開の推進**

法改正によって、新たにＮＰＯ法人及び所轄庁に対し、内閣府のＮＰＯ法人情報ポータルサイトへの活動状況に関する情報掲載の努力義務が課された。

このため、ＮＰＯ法人の積極的な情報公開を推進し、透明性の向上に資するよう内閣府ＮＰＯホームページの情報公開システムの機能向上に引き続き取り組む。

### 期待される効果

○　共助社会の担い手であるＮＰＯ法人の更なる活動の拡大やＮＰＯ法人活動の積極的な情報公開の更なる推進により、ＮＰＯ法人及びＮＰＯ法人制度への信頼性向上につながることが期待される。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持等のための取組の推進

【31年度概算要求額：５９億円（前年度５１億円）】

### 施策概要・目的

○「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、有人国境離島地域が有する我が国の領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する取組を推進する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2018」（抜粋）
第２章７．(1)外交・安全保障 の強化
②安全保障
「海洋政策上幅広く捉えた「総合的な海洋の安全保障」を基本的な方針とする新たな海洋基本計画、海上保安体制強化に関する方針等に基づき、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・強化、領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、情報収集・共有体制の強化をはじめとする海洋状況把握の能力向上、国境離島の保全・地域社会の維持などに取り組む。」

### 施策イメージ・具体例

○特定有人国境離島地域の地域社会の維持
・関係地方公共団体が実施する航路・航空路運賃の低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進の取組について支援を行う。
・特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う民間事業者等に対する事業のスタートアップ融資を行う地域金融機関等に対して利子補給を実施。

特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、特定有人国境離島地域を有する8都道県や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を補助する。

特定有人国境離島地域
15地域・71島
（8都道県・29市町村）

人口 269, 307人
（H27国勢調査）

※特定有人国境離島地域を有する8都道県

北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

### 期待される効果

○特定有人国境離島地域の人口減の抑制、新規雇用者数の増加、観光客などの交流人口の増加等が期待される。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：海洋状況把握（ＭＤＡ）システムに関する施策

【31年度概算要求額：２５百万（前年度１７百円）

### 事業概要・目的

○海洋状況把握（ＭＤＡ）は、安全保障、海上安全、海洋環境保全等に資する海洋情報を共有することで、海洋状況を効果的・効率的に把握する取組であり、国はもちろん地方公共団体等が個々に保有する海洋情報を、海洋政策に関係する機関間で共有し、さらに民間にも提供することにより、海洋政策の効率的な推進と産業活動への利用促進を図ることができる。
○また、昨今は国民生活、経済活動を支える海洋インフラに対する脅威･リスクの高まりが懸念されることから、地方公共団体や民間企業等が管理･運営する海洋インフラ等の情報を適切に集約し、関係機関間で共有することで、効率的な状況把握と迅速な事態対処に繋げる必要がある。
○なお、ＭＤＡについては、経済財政運営と改革の基本方針2018において、「（略）領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、情報収集・共有体制の強化をはじめとする海洋状況把握 の能力向上 （中略）に取り組む。」とされている。

### 事業イメージ・具体例

○地方公共団体や民間企業等が保有する海洋情報の調査、収集・共有すべき海洋インフラに関する情報の検討、及び地方公共団体や民間企業等における情報ニーズの調査・検討を実施。

### 期待される効果

○地方公共団体や民間企業等が保有する海洋情報の状況が整理・収集されることにより、国、地方公共団体、民間企業等との間の情報の共有とそれによる連携が一層促進され、海洋政策の効率的な推進及び産業活動での利用が図られる。

# ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

## 施策名：北極政策の推進

【31年度概算要求額：２０百万円（新規）】

### 施策概要・目的

〇北極政策については、平成30年５月に閣議決定された第３期海洋基本計画において、研究開発、国際協力、持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進し、我が国のプレゼンスの向上、国際ルール形成への積極的な参画、我が国の国益に資する国際協力の推進の実現を目指すこととしている。

〇また、平成30年６月に閣議決定された統合イノベーション戦略において、「深海や北極域などのフロンティアに係る研究開発等海洋基本計画に基づく政策を着実に推進する。」とされている。

〇上記方針に基づき、各府省の北極政策に関する施策に対して、分野横断的な視点を持ちつつ、我が国のプレゼンス向上に資する情報収集及び国内外への情報発信を総合的かつ戦略的に実施していくことを目的とする。

### 施策イメージ・具体例

〇北極に関する民間等の研究・経済活動等の取組を把握するとともに、各国の北極をめぐる動向について情報収集・分析を行う。また、得られた情報に加え、日本の北極政策に関する情報、各府省や関係機関の取組（国際会議への参画・意見交換・観測技術の開発等）などの情報を統合し、ホームページを開設する。

〇ホームページを多言語化（英語、中国語、ロシア語など）し、国内外から日本の北極政策に関する情報を収集できるようにするとともに、各国との関係深化のため、日本の北極政策に関するホームページへのアクセス状況をフォローアップできるシステムを構築する。

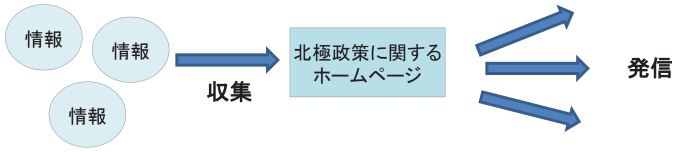


### 期待される効果

〇日本の北極政策について国内外へ情報発信することにより、北極に関する国際的な情報交流のプラットフォームを形成し、総合的な情報共有・広報活動を強化する。

〇ホームページへのアクセスをフォローアップすることにより、各国のニーズを把握し、我が国及び国際社会の利益を確保する。

# ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

## 施策名：遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄

【３１年度概算要求額：４２８億円（前年度３９３億円）、機構・定員要求】

### 施策概要・目的

〇化学兵器禁止条約（平成９年４月２９日発効）に基づき、中国において、旧日本軍が遺棄した化学兵器の処理事業を実施。

**各地発掘･回収事業**

2000(平成12)年9月、黒龍江省北安市にて発掘・回収事業を開始。現在までに中国各地から約6.4万発の遺棄化学兵器を発掘・回収。

**移動式廃棄処理事業**

2010(平成22)年10月、江蘇省南京市にて廃棄処理を開始。
2012(平成24)年12月、河北省石家荘市にて廃棄処理を開始。
2013(平成25)年8月、35,681発を廃棄し、南京市での事業を終了。
2014(平成26)年12月、湖北省武漢市にて廃棄処理を開始。
2015(平成27)年7月、264発を廃棄し、武漢市での事業を終了。
2017(平成29)年1月、2,567発を廃棄し、石家荘市での事業を終了。

**吉林省ハルバ嶺における発掘･回収及び廃棄処理事業**

2005(平成17)年12月、約30～40万発の遺棄化学兵器の埋設が推定される旨を化学兵器禁止機関(OPCW)に報告。
2012(平成24)年11月、発掘・回収を開始。
2014(平成26)年12月、試験廃棄処理を開始し、12,020発を廃棄(2018(平成30)年7月25日現在)。

### 施策イメージ・具体例

〇**各地発掘・回収等事業**　**６０億円（７３億円）**

平成１２年度から実施している中国各地（吉林省ハルバ嶺を除く）での遺棄化学兵器の発掘・回収等を引き続き実施。平成３１年度は黒龍江省尚志市等で実施予定。

〇**移動式廃棄処理事業**

**４４億円（３６億円）**

平成２２年度から移動式処理設備による廃棄処理を行っている。

平成３１年度は黒龍江省ハルビン市での廃棄処理を実施予定。

〇**ハルバ嶺事業**

**２８６億円（２４９億円）**

推定３０～４０万発の遺棄化学兵器が埋設されているとされる吉林省ハルバ嶺で発掘・回収、廃棄処理等を実施。

平成２６年１２月より試験廃棄処理を開始し、平成３０年６月より本格的な廃棄処理に移行した。

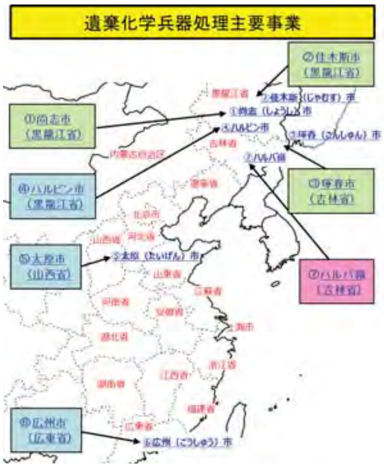


### 期待される効果

〇化学兵器禁止条約の履行。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：北方領土問題にかかる国民世論の啓発等
【３１年度概算要求額： １９億円（前年度１７億円）】

### 施策概要・目的

○　北方領土（歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島）は、歴史的にみても一度も外国の領土となったことがない我が国固有の領土であり、国際的諸取り決めからみても、我が国に帰属すべき領土であることは疑う余地がなく、北方領土の返還実現のためには、すそ野の広い返還運動に粘り強く取り組み、幅広い国民世論を結集して、外交交渉を後押ししていくことが重要である。

○　北方領土問題解決のための環境整備を目的として、北方四島交流事業の実施を支援し、日本国民と四島在住ロシア人との相互理解を図る。

### 施策イメージ・具体例

○　独立行政法人北方領土問題対策協会と連携し、特に相対的に理解と関心が薄い若い世代を中心とした国民への啓発の強化・充実に努める。
このため、教育関係者への働きかけを強化するとともに、イメージキャラクター「エリカちゃん」などを用いた分かりやすい情報をＳＮＳ等を通じ積極的に展開、周知し、この問題をより身近に感じられるよう努める。

○　北方四島交流事業を元島民の身体的負担の軽減に配慮した形で実施する。

エリカちゃんとお友達

エリカちゃん　エリオくん　エリマルくん　エリヨシくん　エリナちゃん

### 期待される効果

○　幅広い国民世論の啓発、特に若い世代への啓発を強化することは、国民運動である北方領土返還要求運動を盛り上げていく上で、極めて重要な効果がある。
○　北方四島交流事業の着実な実施は、元島民とその家族への故郷への自由な訪問を実現させ、また、ビザなし交流事業を通して四島在住ロシア人の北方領土問題に対する理解を促し、北方領土問題解決の環境整備として、極めて重要な効果がある。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：国際平和協力業務①（人道救援物資備蓄経費）
【３１年度概算要求額：１１９百万円（前年度１６８百万円）】

### 事業概要・目的

○人道的な国際救援活動を行っている国際連合等からの要請に対し、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく物資協力を迅速・的確に実施するため、平成９年度から人道救援物資の備蓄を行っている。

### 期待される効果

○備蓄物資を利用し、国際連合等からの要請に応じた迅速・的確な物資協力を実施することにより、紛争被災民の生存を確保し、国際平和に向けた努力に貢献。

### 事業イメージ・具体例

【倉庫】

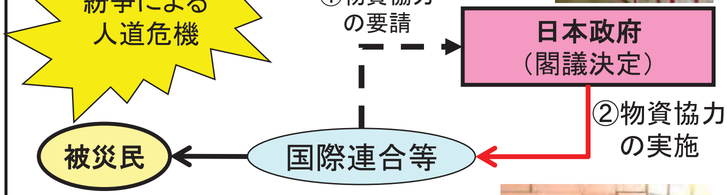

③物資配布

【現在の備蓄品目】

テント　毛布　給水容器　スリーピングマット　ビニールシート

○平成２５年１２月、国際移住機関によるシリア難民救援活動に協力するため、備蓄物資を利用したテント、給水容器、毛布等の物資協力を実施。
○平成２６年３月、国際連合南スーダン共和国ミッションの活動に協力するため、備蓄物資を利用したテント及びビニールシートの物資協力を実施。

# 施策名：国際平和協力業務②（国際平和協力業務実施経費）

【３１年度概算要求額：１０１百万円（前年度９６百万円）】

## 事業概要・目的

○ 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく国際平和協力業務等の円滑な実施に資するため、我が国が、国連等の要請等に基づき、国際連合平和維持活動や選挙監視活動等に参加することとなった場合、速やかに国際平和協力隊を設置し、隊員派遣を行っている。

## 期待される効果

○日本から隊員を派遣し、派遣先国における紛争の解決、道路等の維持補修等のインフラ整備等、平和構築に寄与することにより、世界の平和と安定に貢献。

## 事業イメージ・具体例

南スーダン国際平和協力業務

平成２３年１１月以降、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に司令部要員（４名）を派遣し、UNMISS司令部における兵站・情報・施設・航空運用業務に関する企画及び調整を実施。

５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：国際平和協力業務③（国際平和協力のための人材育成経費）

【31年度概算要求額：４８百万円（前年度４６百万円）】

## 事業概要・目的

○国際平和協力分野での活動経験を有した人材を、最長２年間の任期の国際平和協力研究員（非常勤国家公務員）として採用し、国際平和協力分野に関する調査・研究活動、選挙監視活動、広報活動等の業務に従事させることにより、能力の向上・人材育成を推進するとともに、事務局機能の強化を図る。

## 期待される効果

○国際平和協力研究員は、国際平和協力分野に関する能動的・主体的な調査・研究活動、選挙監視活動等に従事することにより、退職後は国連・国際機関等に勤務し、これまで事務局で培った能力を十分発揮することが、日本の国際平和協力分野における貢献となり、効果となる。

## 事業イメージ・具体例

**人材育成**

調査・研究業務の実施、各種研修への参加、関係機関とのネットワーク構築等を通じ専門的知見を深化・蓄積・発信。

**事務局機能強化**

調査・研究業務、選挙監視活動への参加等を通じて事務局機能強化にも貢献。

↓

**国連、国際機関等での活動**

◎これまでの退職研究員（56名）の就職先例

- 国連・アフリカ連合合同ミッション(UNAMID)政務官
- 世界食糧計画（WFP）東ティモール事務所
- 国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）政務官
- 国連スーダンミッション(UNMIS)選挙支援担当官
- 国連ソマリア政治事務所(UNPOS) DDR担当官
- 国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)
  ガバナンス担当官

など、退職者の半数以上が国連・国際機関に就職

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：拉致被害者等への支援

【31年度概算要求額：　３６２百万円（前年度３５７百万円）】

### 施策概要・目的

平成２６年度に改正された「拉致被害者等支援法」等に基づき、帰国拉致被害者等の自立促進・生活再建のほか、その老齢時における良好かつ平穏な生活の保障等のための支援を行う。

また、拉致被害者等が新たに帰国する場合には、その状況に応じ、拉致被害者等に対する施策について所要の検討を行うものである。

### 施策イメージ・具体例

○拉致被害者等給付金

帰国した被害者等が１人の世帯で１７万円、２人いる世帯で２４万円を基本とし、以降１人増えるごとに３万円を加算し、所得により調整を行う（支給期間１０年）。また、大都市居住の場合の地域間の調整や子の配偶者等への扶養加算などを行う。

○老齢給付金等の給付

帰国拉致被害者等の老齢時における良好かつ平穏な生活を保障するための老齢給付金、６５歳以上で帰国した拉致被害者に６５歳から帰国した時点までの国民年金相当額の特別給付金の支給、子供の国民年金保険料の追納支援等を行う。

○委託費

派遣形式による指導業務（社会適応・日本語指導、生活自立指導）や社会体験研修、地域交流事業などを被害者等が居住する地方公共団体（県・市町村）に委託をする。また、日本語の不自由な高齢者を想定した生活相談といった委託事業も行う。

### 期待される効果

帰国された拉致被害者等の、早期の自立、生活基盤の再建、社会適応等に資するほか、高齢の帰国拉致被害者等の老後の生活を保障し帰国の促進に資することとなる。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 施策名：適正な公文書管理の確保等

【３１年度概算要求額：４９８百万円（前年度３２８百万円）、機構・定員要求】

### 施策概要・目的

○　「行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議」（平成30年６月５日閣議決定）において取りまとめられた「公文書管理の適正の確保のための取組について」の各事項を、一つ一つ確実に実行に移し、適正な公文書管理の徹底を期する。

○　国立公文書館について、平成29年度に策定した基本計画を踏まえ、平成30年度に行った基本設計に基づき、平成31年度においても、引き続き、実施設計等、新たな施設の建設に向けた具体的な取組を推進する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2018」
第２章５．（４）③文化芸術立国の実現（抄）
国立公文書館について、新たな施設の建設に向けて取り組み、その機能を充実させる。

### 施策イメージ・具体例

**１　公文書管理の適正の確保のための取組**

（１）公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進

- ○　職員一人ひとりに働きかける取組（研修の充実強化）
  - ・　研修教材及び研修手法の一層の充実を図る
- ○　体制面の取組（実効性のあるチェック）
  - ・　独立公文書管理監（政府ＣＲＯ）の下に担当審議官を設置する等、一般の行政文書チェック機能を担うための体制整備を行う
  - ・　内閣府から各府省への派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材の確保及び歴史公文書等該当性の評価選別のチェック機能拡充のための内閣府・国立公文書館の体制強化について、必要な措置を講ずる

（２）行政文書をより体系的・効率的に管理するための電子的な行政文書管理の充実：文書の作成から保存、廃棄・移管まで一貫して電子的に行う仕組みの検討

**２　新たな国立公文書館の建設に向けた取組**

○　国立公文書館について、平成29年度に策定した基本計画を踏まえ、平成30年度に行った基本設計に基づき、平成31年度においても、引き続き、実施設計等、新たな施設の建設に向けた具体的な取組を推進する

### 期待される効果

○　民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、国民と行政をつなぐ最も基礎となるインフラである公文書等の適正な管理を確保するとともに、過去から現在、そして未来へと国の歴史や文化を引き継ぐ公文書等を利活用していくための環境の整備が着実に進展することで、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うすることにつながる。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 政府の重要施策等に関する広報（国内）

【31年度概算要求額：６２億円（前年度４８億円）】

### 施策概要・目的

○政府の重要施策や基本方針について、国民の一層の理解を得ることが必要不可欠であることから、官邸主導の下、その必要性、内容等について、マスメディア等を活用した広報を実施する。

○広報実施に当たっては、クロスメディアの手法を活用した効果的な広報を実施し、実施の都度、適切な効果検証を行って、より高い広報効果を得られるようにする。

○各府省の行う自省庁広報と連携し、役割分担を行いながら、効果的かつ重点的な実施を図る。

○緊急を要する広報が必要となる場合にも、ニーズに応じた広報を追加的に実施する。

○基本的な国民の意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を把握し、政府施策の企画・立案等に資することを目的とした世論調査を実施する。

### 施策イメージ・具体例

○人づくり革命や働き方改革を含む一億総活躍社会の実現等の政府の取組について国民の一層の理解が得られるよう広報を実施する。実施に当たっては、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の各種媒体の活用等により、ターゲットを明確にして戦略的な広報を実施する。

○広報実施前に、政策理解の増進、施策に関する情報提供、注意喚起など、広報テーマごとに主たる広報目的を設定する。広報実施後に、効果測定を行い、訴求ポイントが訴求対象に伝わったのか、広報の目的が達成できたのか等を評価し、次の広報に役立てるＰＤＣＡを行う。
また、適切な媒体、出稿回数等を年に１回見直し、効果的・効率的な広報媒体の選定に役立てる。

○各府省からの要望を受け、調査目的などを考慮のうえ重要な調査内容を選定し、一般競争入札により調達した民間事業者に委託して世論調査を実施している。要望があった府省と協議し、調査票の作成等を行い、調査結果については、ホームページに掲載し、全て公表している。

### 期待される効果

○政府の情報発信の強化が期待され、重要施策や基本方針に関する国民への理解増進が期待される。
○危機管理など緊急を要する広報への対応が期待される。
○公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減を図ることが期待される。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

# 政府の重要施策等に関する広報（国際）

【31年度概算要求額：４２億円（前年度３６億円）、定員要求】

### 施策概要・目的

○最近の我が国の領土・主権を取り巻く厳しい情勢等を踏まえ、国際世論に影響力を有する政財官学のオピニオンリーダー等をはじめとして、<u>正しい事実関係や我が国の立場、我が国が国際社会において果たしてきた役割に関する認識を拡げる必要がある</u>。

○また、<u>日本経済の再生に向けて</u>、我が国企業等のグローバルな活動を推進するとともに、我が国への投資を促進するため、各国企業ＣＥＯ等の間において、<u>アベノミクスをはじめ、我が国の政策に関する理解と支持を得ていくことが必要</u>。

○このため、対象地域や対象層を見定めつつ、<u>官邸を司令塔として関係府省庁間の連携を確保しながら、民間のノウハウも最大限活用し、あらゆる広報ツールを活用して国際社会に対する日本の発信力を強化</u>し、戦略的・機動的な国際広報を行う。

### 施策イメージ・具体例

**<u>①国内外のシンクタンクや実務経験者等との連携</u>**
国内外のシンクタンクや実務経験者等と協力し、日本関連のシンポジウムの開催など、内外の有識者や企業等に対する討論型の海外発信の後押しや、草の根レベルの日本の魅力発信を積極展開する。

**<u>②日本の魅力を発信し対日理解を促進する資料等の整備</u>**
我が国の魅力や正確な事実関係を伝えるため、領土・主権に関する分かりやすい動画の作成・拡散、論文・書籍等の英訳・海外出版（Japan Library）等により、海外の政財官学における我が国の正しい立場の理解を促進し、浸透を図る。

**<u>③海外での特定のイベントの際の日本ＰＲ</u>**
総理外遊時等の重要広報機会を活用して、官邸主導により、我が国の強みや魅力、基本的な政策等の発信を行うイベントや、対日投資セミナー等を開催する。

**<u>④海外テレビ、ＳＮＳやIT活用等による国際広報の強化</u>**
日本政府広報誌（“We Are Tomodachi”など）、日本政府公式HP（JapanGov）、各種動画等を制作し、我が国政府・企業・個人の活躍ぶりや我が国の立場・政策を発信する。
また、平成31年度に日本で開催されるG20やTICAD等の機会を捉え、海外テレビや新聞・雑誌における広告記事展開、特集の制作支援などの従来のPR方策に加え、ウェブ広告やSNSによる動画や記事の拡散などのIT広報を強化するとともに、広報効果を測定・検証し、一層戦略的・機動的な国際広報を行う。

### 期待される効果

○諸外国において、様々な場面で日本に関する発信を質・量ともに充実させることで、我が国の発信力の強化が図られる。

○諸外国の間で我が国に関する理解度（領土・主権をめぐる情勢含む）、好感度、プレゼンスが増大することで、我が国の外交力が強化されるとともに、我が国企業等の活動や対日投資が促進され、日本経済の再生に資することが期待される。

# 5．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

## 施策名：マイナンバー制度の利活用の推進①（社会保障・税番号制度システム開発委託費及び整備業務経費）
【31年度概算要求額：９０億円（前年度９２億円）、機構・定員要求】

### 施策概要・目的

○　より公平･公正な社会保障や税制、情報社会の基盤となるマイナンバー制度の導入に伴い、

**①マイナポータル用ＡＰＩ連携機能に係る経費（8.3億円）【特殊要因】**

**②ＡＰＩ連携基盤を活用して、新たにマイナポータルの各種機能をクラウド上に構築することと併せ、法人設立等各種ワンストップサービスを実現するための整備に係る経費（27.1億円）**

**③情報提供ネットワークシステムを通じた個人情報のやり取りを国民が確認できるほか、行政機関からのお知らせを受け取ることが可能な「情報提供等記録開示システム」に係る経費（33.8億円）**

**④子育て等のライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への手続を検索し、オンラインで申請することができる「サービス検索・電子申請機能等システム」に係る経費（15.6億円）**

**⑤各地方公共団体等との情報共有、進捗状況の取りまとめ、課題解決のための情報共有環境整備に係る経費（1.7億円）**

**⑥情報弱者対策として、マイナポータル（情報提供等記録開示システムとサービス検索・電子申請機能等システムの総称）を利用することができる専用端末を地方公共団体に設置・運用に係る経費（3.4億円）**

をマイナポータルの運用主体である内閣府において負担する必要がある。

<世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画　第１部　Ⅱ．１（３）>

② API整備の推進

（略）マイナポータルのAPI連携を活用し、「法人設立ワンストップサービス」として、まずは、平成31年度中に、法人設立登記後の手続をワンストップで完了できるようにするとともに、平成32年度中に、法人設立登記手続も含め、関係する全ての手続をワンストップで完了できるようにすべく、関係機関においてもシステム開発等を進める。

### 施策イメージ・具体例

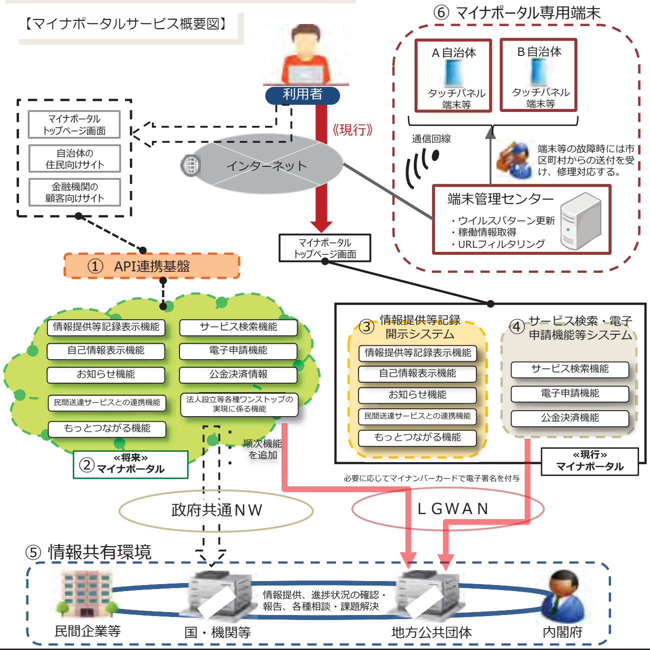


### 期待される効果

○　ＩＴ化を通じ効率的かつ安全に情報提供を行える仕組みを番号法に基づく主務省令や条令の制定、制度の周知・啓発その他について国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築する。
○　ＩＴを活用した国民の利便性の更なる向上が期待される。

# 5．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

## 施策名：マイナンバー制度の利活用の推進②（個人番号及び法人番号の利用に関する広報活動等）
【31年度概算要求額：３２６百万円（前年度３６８百万円）、機構・定員要求】

### 施策概要・目的

**○マイナンバー制度の定着に向けた普及・広報**

マイナンバー制度が円滑に定着するよう、普及・広報活動を行い、マイナンバー制度に対する更なる認知・理解を促進する。特に、平成29年11月から情報連携とマイナポータルの本格運用が開始され、子育てワンストップサービスで児童手当や保育所入所の電子申請での添付書類の省略が行えるようになったことなどから、マイナポータルの利用やマイナンバーカードの申請促進に関する広報に、より一層注力する必要がある。

なお、マイナンバー制度に係る広報活動については、マイナンバー法において「国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。」（マイナンバー法第４条第２項）と規定されていること、「経済財政運営と改革の基本方針2018について（平成30年6月15日閣議決定）」において、公共性の高い分野におけるマイナンバーの利活用、マイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、官民の取組を強力に推進することが掲げられていること等から、国の責務として履行していく必要がある。

### 施策イメージ・具体例

**○マイナンバーコールセンターの運営**

国民や事業者からの問い合わせにワンストップで対応するコールセンターについて、マイナンバー制度に関する様々な問い合わせ対応のため、必要な体制を確保し、運営を行う。

**○国民・民間事業者向け広報の実施**

国民・事業者向けのパンフレット等の広報媒体を作成し、様々な機会を活用した周知・広報を実施する。

**○視覚障害者向け広報の実施**

点字や拡大文字によるパンフレット、広報用の音声ＣＤを作成し、視覚障害者団体等を通じて配布することにより、視覚に障害がある方への周知・広報を実施する。

**○外国人向け広報の実施**

ホームページや各種広報資料（いずれも、英、中（簡体字、繁体字）、韓、西、葡）を作成し、外国人への周知・広報を実施する。

### 期待される効果

○　マイナンバー制度の対象となる国民及び民間事業者に対し周知・広報活動を行い、マイナンバー制度に対する更なる認知・理解を促進することにより、マイナンバー制度の円滑な定着に資することが期待される。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：栄典事務の適切な遂行
【31年度概算要求額：２７億円（前年度２７億円）】

**施策概要・目的**

○栄典は、日本国憲法第７条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものです。明治９年度から事業が開始され、賞勲局では、これに関する審査、伝達等の事務を行っています。

(1) 勲章
①春秋叙勲　春（４月２９日）、秋（１１月３日）の発令ごとに概ね４，０００名
②危険業務従事者叙勲　春、秋の発令ごとに概ね３，６００名
③高齢者叙勲　春秋叙勲未受章の功労者で年齢８８歳に達した者に対して毎月１日付け発令
④死亡叙勲　功労者が死亡した時（閣議開催の都度）
等

(2) 褒章
①春秋褒章　春、秋の発令ごとに概ね８００名
②紺綬褒章　公益のため私財（５００万円以上）を寄附した者を対象に毎月月末の閣議の翌日発令

**施策イメージ・具体例**

○褒賞品製造経費　　２６．９億円（２６．５億円）
春秋叙勲、春秋褒章等において、受章者又はその遺族に授与される勲章、褒章及び賜杯等の製造購入経費。
○叙勲事務電算化等経費　　０．４億円（０．３億円）
栄典事務の効率化・迅速化に資するための栄典事務効率化システムに 受章者等に関するデータの蓄積・保存を行うため、また、春秋叙勲者名簿等を電算処理するための経費。

平成30年春の叙勲大綬章親授式（平成30年5月8日皇居正殿松の間）

**期待される効果**

○栄典の授与とは、日本国憲法第７条に規定する国事行為として内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものです。
○国家又は公共に対し功労のある方、社会の各分野における優れた行いのある方などを表彰する重要な制度です。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：特定秘密の指定等の適正を確保するための措置
【31年度概算要求額：２０３百万円（前年度２０４百万円）】

**施策概要・目的**

○独立した公正な立場において、特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って適正に行われているか検証・監察を行う。

○厳正かつ継続的な検証・監察を行い、特定秘密保護法の適正な運用が確保されることにより、「経済財政運営と改革の基本方針2018」第２章７．（１）外交・安全保障の強化、（４）暮らしの安全・安心の取組が促進される。

**施策イメージ・具体例**

独立公文書管理監及び情報保全監察室の任務・権限や各行政機関との関係については、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）において、以下の事項等が定められている。これに基づき、現在、特定秘密の指定等の検証・監察を進めている。
①　行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出・説明を求め、実地調査をすることができる。
②　特定秘密の指定等が法令に従って行われていないと認めるときに、是正を求める。
③　行政機関の長は、独立公文書管理監に対し、特定秘密指定管理簿の写しを提出するとともに、年１回、特定行政文書ファイル等（※）の管理に関する事項を報告する。
④　通報窓口を設置し、特定秘密を取り扱う者からの通報を処理する。
⑤　年１回、独立公文書管理監等がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告し、公表する。

※　特定行政文書ファイル等とは、「行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの」をいう。

**期待される効果**

○特定秘密保護法の適正な運用の確保。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：公益法人制度の適正な運営の推進

【３１年度概算要求額：１７６百万円（前年度２６０百万円）、税制改正要望、機構・定員要求】

**施策概要・目的**

○「民による公益の増進」を図る。

○ そのために、

- ・公益法人制度に対する信頼の確保
- ・公益法人の自己規律の確立、事業の適正な運営の確保
- ・寄附文化の醸成

を図るための取組等を進める。

**施策イメージ・具体例**

○行政庁として、公益認定等委員会の判断に基づき、公益認定基準の適合性を判断し、処分（認定又は不認定）を行う。

○公益法人の適正な運営の確保のため、立入検査の実施を含め、適時・適切な監督を行う。

○公益法人の自律的な法人運営の確立を助けるため、個別法人の事情に対応できるような相談会や基本セミナー等を行う。

○寄附文化の醸成に向けて、公益法人に寄附を行った場合の税制上の優遇等、公益法人に係る税制の周知・広報等を行う。

○公益法人が行政庁に対し毎年度の事業報告等を提出する際等に利用する公益認定等総合情報システムを見直し、利便性の向上とデータ利活用を図る。

**期待される効果**

○公益法人による自律的な法人運営と行政庁による適時・適切な監督が相まって、「民による公益の増進」が図られる。

○公益認定等総合情報システムの見直しにより、行政手続に係る公益法人の負担の軽減を図るとともに、データの利活用により公益法人の状況の適時の把握を可能とする。

## ５．安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：希望や能力、適性に応じた公正・透明な再就職の支援等

【31年度概算要求額：９０百万円（前年度８２百万円）】

**施策概要・目的**

○希望や能力、適性に応じた公正・透明な再就職の支援

○官民の人材交流の円滑な実施のための支援

**施策イメージ・具体例**

○希望や能力、適性に応じた公正・透明な再就職の支援

　早期退職募集に応じて応募認定退職をする者への民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を引き続き実施する。

　加えて、再就職規制違反事案の再発を防止するとともに、公務部門で培ってきた能力や経験の活用を促進する観点から、より公正・透明な再就職活動を円滑化するための新たな支援として、国家公務員の再就職に係る求人・求職情報の提供を行う。

○官民の人材交流の円滑な実施のための支援

　官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、①府省等及び民間企業等に対する情報提供等並びに②官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を実施する。

**期待される効果**

○国家公務員の希望や能力、適性に応じた公正・透明な再就職を支援する。
○官民人材交流に関する情報提供及び制度等の広報・啓発活動により、官民の人材交流の円滑な実施が図られる。

# 施策名：再就職等規制に関する監視等

【31年度概算要求額：４８百万円（前年度５３百万円）、定員要求】

## 施策概要・目的

○再就職等監視委員会は、国家公務員法及び自衛隊法に規定する再就職等規制の監視機関として、中立・公正の立場で以下の事務を担保。

①再就職等規制違反行為についての調査。
②内閣総理大臣、任命権者に対する勧告。
③再就職等規制の例外承認。

○委員長及び委員は独立してその職権を行使。

## 施策イメージ・具体例

○恒常的かつ積極的な監視活動から違反行為の疑いを把握し、厳正に対応。

**再 就 職 等 規 制 の 監 視**

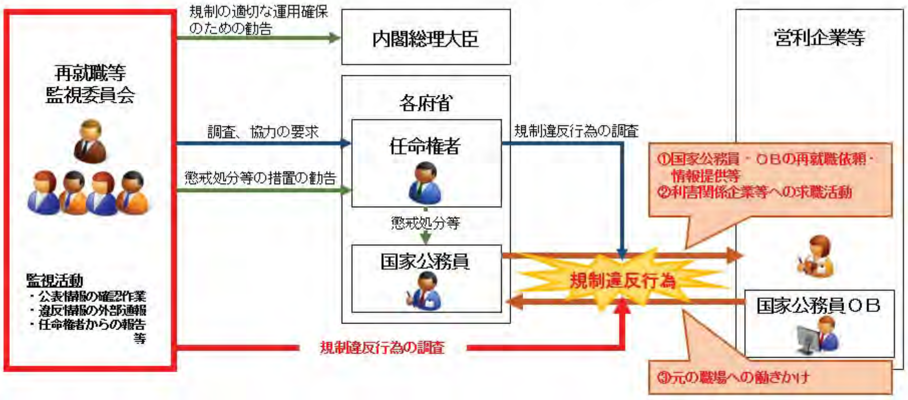


## 期待される効果

○再就職等規制に関する監視・調査活動等に万全を期すことにより、国家公務員の再就職に関する国民の疑念を払拭し、公務の公正性に対する国民からの信頼の確保を図ることができる。